

第一百九十六回国会 内 委 員 会 議 錄 第 三 号

平成三十年三月十四日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長

山際大志郎君

理事

石原 宏高君

理事

中山 展宏君

理事

松野 博一君

理事

池田 佳隆君

理事

大岡 敏孝君

理事

大西 宏幸君

理事

杉田 武井

理事

鶴淵 神谷

理事

小寺 大輔君

理事

百武 英樹君

理事

村井 濱地

理事

野田 伸也君

理事

八木 濱村

理事

高木 中曾根

理事

西田 昭二君

理事

高木 中曾根

理事

百武 康正君

理事

大岡 隆雄君

理事

内閣府副大臣

議員

厚生労働大臣

議員

内閣府大臣政務官

議員

内閣府大臣政務官

議員

内閣府副大臣

議員

厚生労働副大臣

議員

内閣府大臣政務官

議員

をさせていただきて通していくこと、我々はやつていただきたいと思っております。

その中で、いろいろな、今現在では臆測の中の範囲の記事しか出でおりません。我々としては、しっかりとこのIR、含めたMICeを成功させていきたい、国全体としてこれを前に進めていきます。

たいという思いもありますので、担当大臣として、そういった部分のこと、今現在どういうふうになつてているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○石井国務大臣 IR推進法に言います特定複合観光施設、いわゆるIR施設は、カジノ施設のみならず、会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設、その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となつている総合的なリゾート施設でありまして、観光や地域振興、雇用創出といった経済効果が非常に大きいと期待をされております。

また、IR推進会議の取りまとめにおいて、IRは、世界で勝ち抜くMICeビジネスの確立、滞在型観光モデルの確立、世界に向けた日本の魅

力発信により、我が国を観光先進国へと引き上げる原動力となることが期待をされております。

一方、カジノの設置については、さまざまな弊害を心配する声もあることから、IR推進法や附帯決議におきまして必要な対策を講じることが求められておりまして、IR推進会議においては、依存症防止対策、青少年の健全育成対策、犯罪防止、治安維持対策といった弊害防止対策が取りまとめられたところであります。

政府といたしましては、こうした弊害防止対策を含めまして、今委員から御指摘がございましたカジノの面積規制や入場料などのIRに係る重要な論点につきまして、IR推進法や附帯決議、IR推進会議における議論を踏まえ、今国会でのIR整備法案の提出に向けて、具体的な制度設計を行つてしまひたいと考えております。

○浦野委員 ありがとうございます。
しっかりと進めていくだけたらと思いま

ます。

石井大臣、きょうは国交委員会も立つてはいるということですので、これで退席されて結構です。それで、ありがとうございます。

続きまして、プライマリーバランスの件で質問させていただきます。

プライマリーバランスの目標を達成するには経済成長は欠かせないというのは私たちも理解をしております。しかし、それと同じぐらい、やはり歳出削減も欠かせないと私たちは考えています。

政府はこれまで、歳出削減、これは行政レ

ビューでの、予算要求の段階のカットというのはされてはいますが、いわゆる歳出削減という意味

では、近年の財政を見ていますと、ほとんどされ

ていないに等しいと思うんです。歳出削減をしつかりとやっていかないと、プライマリーバランス達成、されたとはいっても、そのされた目標ですら達

成できないんじゃないかと思つていますけれども、昔も、歳出削減の必要性というのは感じておられま

すか。

○越智副大臣 お答えいたします。

安倍内閣では、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針のもとでアベノミクスを進めるとともに、一方で、歳出歳入両面から改革を行うこ

とによって財政健全化に大きな道筋をつけよう、そして、つけてきたということでございます。

具体的には、国と地方を合わせた税収は二十四兆円増加をいたしまして、また、新規国債発行額は、六年連続で、合計で十一兆円減少しております。二〇一五年度のPBI赤字半減目標も達成をし

たというところでございます。

委員御指摘の歳出改革についてであります、これも極めて重要だというふうに考えています。

IR整備法案の提出に向けて、具体的な制度設計を行つてしまひたいと考えております。

○浦野委員 ありがとうございます。
しっかりと進めていくだけたらと思いま

こととは、これまでの歳出改革の取組について経済財政諮問会議で十分に精査、中間評価を行つて、その上で、本年夏の骨太方針において、PBI

黒字化の達成時期及びその裏づけとなる歳出改革も含めた具体的な計画をお示ししたいというふうに考えております。

そして、この中間評価についてでありますけれども、歳出改革の効果について、一つには既に効果があらわれて実績が出ているもの、また二つ目には今後効果が見込まれるものといった検証、整理を行つて、歳出改革の効果を今後どの程度見込んでいくかを判断する材料としたないと考えているところをごぞいます。

以上です。

○浦野委員 私も含めて、自民党的先生方にも地

方議会出身の先生がたくさんいらっしゃいますけれども、地方議会では当たり前の決算委員会とい

うのが、今はちょっと動いていますけれども、昔

は全く重要視されていなくて、動いていなかつた

時期もありました。

やはり決算委員会というのがしっかりとそ

いつた無駄を指摘をして、その上で来年度予算に反映するというのが本来の姿だと思っています

で、予算編成の時期的なものとかタイムスケ

ジュールでなかなか厳しいのはわかるんだけれども、やはり決算委員会というのをもう少ししつかりとやっていかないと歳出削減というのはなかなかできないんじゃないかも思つていてます

で、またよろしくお願いをいたします。

次に、梶山大臣にお伺いをいたしますけれども、所信の中で、証拠に基づく政策立案というこ

とをおっしゃいました。

つまり、政策をつくるに当たつて、証拠、要はデータですね、データの信憑性が低ければ正しい政策を選択できないということになると思うんで

すけれども、まさに今回の裁量労働制における一連の議論は、それを体現したというか、あらわしたような出来事だったと思うんですけども、大臣としてはどう対処されますか。

○梶山国務大臣 御指摘の裁量労働制の件につきましては、現在、厚生労働省において調査をして

いる最中であります。今後、必要な対応が行われるものと考えております。その状況を面見

守つてまいりたいと思います。

なお、証拠に基づく政策立案については、昨年六月の骨太の方針に基づいて、その推進体制の構築や実践を進めているところであります。

具体的には、昨年八月に、政府横断的な取組を推進するEBPM推進委員会を立ち上げたほか、

今年度の秋のレビューにおいて、EBPMの観点から、試行的な公開検証を実施をいたしました。この四月以降も、新年度以降も、各府省において

EBPMの推進を担う審議官を新設するなど、各府省において、証拠に基づく政策立案の推進と定着に向けた各般の取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

○浦野委員 予算委員会の公聴会だったと思いま

すけれども、参考人の方が、国家戦略特区諮問会議がいろいろな影響を受けて開催が減つてしまつて、このままじゃ規制改革がおくれるという

ようなことをおっしゃっていましたけれども、最近、実際開催されている日程とか、そういうふうのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○田中副大臣 お答えいたします。

岩盤規制改革を推進すること、これは安倍政権の擱けるぎない方針であります。そして、その突破口としてのこの国家戦略特区の推進に取り組む姿勢、これは何ら変わりがないものであります。

本通常国会においても、新たな特例措置とし

て、自動運転やドローン、これらに関連する電波利用などの実証実験、これをより迅速かつ円滑に

実現できるようにする規制のサンドボックス制度の創設に向けて、国家戦略特区法の改正案、これを今、提出したところであります。

また、今年度に入つて、施行に必要な諸規定の整備を行い、新たに実施された特例措置といたしまして、農業外国人の就労の解禁、クールジャパン・インバウンド外国人材の就労の促進、地

域限定保育士試験の実施主体の拡大等があり、現

在、それそれ、初活用事例の創出に向けて、特区自治体で準備作業、これが行われているところであります。

これらに加えて、新たに今、自動走行また下
ローンの実証ワンストップセンターの設置などと
か、観光客向けの自家用有償旅客運送事業の特
例、革新的な医薬品の開発の迅速化また特区工
業、シジエル税制の特例等々を初めて活用されるな
ど、本年度、新たに四十九件の事業が認定を受け
ているところであります。

こうした取組を行う一方、今後の新たな規制改革の取組に向けて、昨年末には、規制改革事項に関する提案の集中受け付け、これを行ったところであります。そして、その結果、四十三の提案者から提案があり、現在、特区のワーキンググループでヒアリングを実施しているところであります。引き続き、この成長戦略の重要な柱であります岩盤規制改革の実現のために、国家戦略特区の取

組、これを力強く推進してまいりたいと思いま
す。

○浦野委員　せひよろしくお願いをいたします
次に、二月二十六日、これは予算委員会の終盤、最後ですね、深夜まで、裁量労働制のデータの件をめぐって、予算委員会を開くか開かないかと断続的に協議を行つた結果、夜中までかかつて、結局は、その日は開かれませんでした。そのときに我が党が、残業代など一体どれぐらいかかったのかということを求めたところ、これは国会のこの院の職員だけですけれども、国会職員の二割超の九百五人が残業していました。残業やタ

クシー代に合計千八百万円かかっていた、これ以外に、各省の方々が待機をもちろんされていましたので、さらに、その役所の方々の入件費、光熱費とかも換算すると、恐らくまだまだ大きな額になると想うんですけれども、働き方改革という旗を掲げて始まった国会においてこういったことが起こるというのは、我々はやはり国民に対して非常に申しわけないという気持ちを、私は持つていて

るんですね。

これは、野党からすれば与党のせいだとし
ますし、与党の皆さんのは立場からすれば、野党が
協議に応じてくれないからだということもあるで
しょうけれども、しかし、やはり、そこはお互い
が、これは与野党関係なしに、しっかりと話合
をして、この残業代、これは別に残業代を出すな
という議論ではなくて、働き方改革を掲げる中
で、無駄な議論とは言いませんけれども、生産的
な議論の上で夜中までかかるというんだつたらい
ざ知らず、全く何も生み出せないまま、夜中まで
職員が待機して時間を浪費するというのは本当に
生産性に欠けることですので、これを減らしてい
く、なくしていくためには、やはり与野党がしつ
かりとそういった枠組みを、どうすれば国会職員
の皆さんのが働き方を変えることができるが、生産
性を上げることができるかというのを議論してい
かないといけないと思うんですね。

した、夜中に帰って、朝来たのか、一時間しかあ
いていない。野党の皆さんが口うるさくインター
バル規制をしようとおっしゃつて、中で、そう
いったことをつくり出している一因が自分たちに
もあるということをしっかりと肝に銘じていただ
きたいなど思つているんですけども、きょうは
誰もいてませんので仕方がないんですけれども。
もう一つ、過労死のことも、特に、いつものあ
の方が泣いたりわめいたりで、ここでやつてはり
ましたけれども、一企業の方の過労死、もちろん

皆さん方の過労死というのもないわけではないとい
いますか、出していただきました。

そうしたら、これは実は平成十四年度からしか
データをとつていなかつたので、それ以降はわか
らないということなんですねけれども、十四年から
二十八年にかけて、皆さんに資料をお配りしてい
ますけれども、合計で百名近い方が過労死の認定

を、公務

ね、公務員の皆さん、すごい数やと思うんですね。
よ、これ。
こういったことを避けるために、やはり働き方
改革をしないといけないと思つてますので、こ
れは、行革大臣が全部担うというわけではないで
すけれども、まずはやり先頭を切つてしまつかりと
対応していただきたいと思つていますので、この
件について御所見をいただきたいと思います。
○梶山国務大臣 今御指摘いただいた、長時間労
働を前提とした働き方は改めていかなければなり

は、官民共通の重要な課題であると考えております。

取り組んできたところであります。
引き続き、長時間労働の是正を始めとして、国

○浦野委員 この件に關しては、本当に、先ほども言いましたけれども、与野党関係なしに、我々政治をつかさどる人間がしっかりとやっていかないと、それに対応する形で公務員の皆さんはこういったことになっていますので、ぜひしっかりと、これは深刻な問題だと思って取り組んでいただけならなど。我々も、もちろん、そういうふたスマーズな審議とか国会運営には協力をしっかりと

と
國民のためになるものについては対応してま
りますので、よろしくお願いをいたしたいと思
います。

次に、公文書の管理ですね。

これは、今ずっと議論をされていますけれど
も、一部の政局にしたい野党のことはおいておい
て、真面目な質問なんですけれども、結局は、公
文書をどういうふうに管理していたかというのが

非常に大きな問題にやはりなるんですね。

会計検査院が認識していたのにそれをスルーしてしまったということとかも問題ですけれども、それも重要な問題ですけれども、やはり今のままの公文書管理では、恐らくこういったこと、再発は、善意による再発防止しかできないと思うんですね。やはり、それはシステム的にしつかりと公文書の改ざんができなくなるような、我々は今、最近話題にもなっていますブロックチェーンの技術を使うべきだということも考えてていますけれども、そういふた、今そのままの公文書管理のままで

はだめだといふのは、どう思われてゐるか。今のはだめだといふのは、どう思われてゐるか。今のはだめだと考へていらつしやるのかを
ままの公文書管理法はだめだと考へていらつしや
るのか、変えるべきと考へていらつしやるのかを
お聞かせいたきたいと思います。
○梶山国務大臣 公文書管理につきましては、國
民に対する説明責任を全うする上で極めて重要で
あると考えております。

関する基準の明確化、文書の正確性の確保等を内容とする行政文書の管理に関するガイドラインの

改正を昨年末に行なったところであります。このガイドラインの改正につきましては、二十三年の四月に公文書管理法が施行されました。そして、五年がたつた時点で、外部の有識者による公文書管理委員会の皆さんに検証していただき、御意見もいただきました。そして、昨年、さまざまな事案が発生をいたしました。これらも含めて、改正のガイドラインを昨年末に決定をしたところであるということであります。

この改正ガイドラインを踏まえて、公文書管理

委員会によるチェックを経て、本年度中に各府県が行政文書管理規則の改正を行うこととしておりまして、今まさに、そのチェック、外部の委員の皆様によるチェックの最中でもあります。来年度より、全府省において、より厳正な新たなルールのもとで文書管理が行われるものと考えております。

また、公文書を扱う職員一人一人の意識をより

一層高めていくことも重要であることから、各府省職員向けの研修の充実、これは全職員がしっかりとやつていただくということ、徹底をしていくということでありますし、また、行政文書の適切な作成、保存に係る点検、監査の実施など、公文書管理の質を高めるための不斷の取組を進めながら、行政に対する国民の信頼を高めてまいりたい

ノルマ

続きまして、昨年ですけれども、総務委員会、そのときは総務委員会でしたけれども、質問をさせていただいた消防点検の際の非常用電源設備装置の負荷検査の実施ですね。そのときも答弁をいただいて、国としてはしっかりと通達も出してやっていますということを答弁をされていました。その後やはり、いろいろなところで実際にしっかりとした検査が行われていなかつたという新聞報道があつちこつちで出てきております。それで、ある方く述べますと、いろいろなと

○浦野委員 我々も、今回の理財局の文書については、きのう朝ヒアリングをさせていただきましては、たけれども、その中で一つ、やはり公文書として残っている原本を、要は誰でもさわれるような状態になつていたということなんですね。

それは、金額的にはそんなに、これはまあ理財局の言い方ですけれども、金額的にはそんなに大き

きな案件じやないから公文書としてそんなに重要な
に保管をするというレベルのものでもなかつたと
いうことで、職員が誰でも持ち出せるような、い
つでも誰でもが持ち出せるようなところに公文書
として残つていた。だからこそ、簡単に改ざんが
できただんだと思うんですけれども。

そうであつたとしても、一休詠が、いざこの資料、そこの大公文書を閲覧したということをちやんと書き込めるような、そういうことすらしていなかつたというは、私はもうちょっとしつかりした方がいいんじやないかと。そういうふた基本的なこともやつていなかつたということですので、あとはもう本当に、文書をデジタル化するとか、自動でそういうふたものが記録ができるようになります。もちろんさかのぼつて改ざんができるないようにするのは当然ですけれども、そういうふた部分をもうちょっとしっかりとやつていただきたい。これからはこういうことが一切起きないようにしてからと対応していただきたいと思います。

ございました。
続きまして、昨年ですけれども、総務委員会、
そのときは総務委員会でしたけれども、質問をさ
せていただいた消防点検の際の非常用電源設備装
置の負荷検査の実施ですね。そのときも答弁をい
ただいて、国としてはしっかりと通達も出していま
す。その後やはり、いろいろなところで実際に
しっかりと検査が行われていなかつたという
新聞報道があつちこちで出てきております。
それで、ある消防に聞きますと、いろいろなど
ころに聞いたりしたんですねけれども、その通知は
知らないとか、やつてないというのがわかつて
いるのにしっかりと指導していきますということを
平気で答えてくる消防がたくさんあるんですね。
この認識の差は何やねんというふうに私はやはり
思いました。その後も。
こういったことがやはり、国の方はしっかりと通
知、通達をやっていますよと言つても、しっかりと
現場の方まで伝わっていかつたら意味があり
ませんので、そういうことをもう一度しっかりと
全国に、消防庁からになるんですかね、やつて
いただきたいと思うんですけども、いかがで
しょうか。
○猿渡政府参考人　お答え申し上げます。
消防庁におきましては、消防用設備等の点検報
告制度につきましては、その時々の問題意識に応
じて検討を行っております。
平成二十七年七月からは、消防用設備等点検報
告制度のあり方に関する検討部会を開催してきて
おりまして、平成二十八年十二月には一旦取りま
とめまして、点検報告率が大きく上昇した消防本
部の取組事例などを取りまとめて、全国の消防本
部に対しても発出いたしました。
その後、同検討部会ではさまざま議論が行わ
れまして、例えば、実負荷運転をやるについては
商用電源を停電させなければ実施できないケース
があつて非常にやりにくいとか、あるいは、疑似
負荷運転というのは専用の装置を接続するための

ケーブルの敷設工事ができないのでなかなか困難

であるケースがあるとか、さまざまな御意見が点検事業者や消防本部の方からありましたとから、現在では、自家発電設備の負荷点検について代替手段がないかというようなことを、技術的な検討を加えてまいりました。

例えば、一つ目は、潤滑油の成分分析とかコンプレッサー やタービン の内部観察などは負荷運転と同じ水準でのふがいの確認が可能な観察方法ではないか、こういうものを導入すべきではないかと いうようなこととか、二つ目は、劣化いやす

い潤滑油などをきちんと定期的に交換しておれば、そういう予防的な保全策が講じられる場合には、負荷運転というのは、一年ごとから、今は毎年ということですが、六年ごとに重いものをやればいいというふうな、適用を変えることができるんじないかとか、そういう議論がございまして、現在、これらのこと 내용とするパブリックコメントを実施しております。

今後、こういう結果を踏まえまして、消防庁告示による点検基準の改正の検討などを行うとともに、改正が行われようとされまいと、まさに委員がおっしゃられましたように、全国の消防本部に何度も何度も周知を図りながら、消防用設備の維持管理が適切に行われるように対応してまいり

○浦野委員 これは、年に一回必ずやらないといけないという検査でもありますので、なかなか大変だ、費用もかかるし大変だということで、やらせていないところもたくさんあると聞いております。でも、その法律、何で一年に一回にしているかというと、やはりいざというときの命を守るためにしっかりとやらないといけないからこそ、一年に一回という厳しい基準を定めていたと思うんですね。

今おっしゃったように、ほかの方法で安全性がしっかりと動くことが担保されるのであれば、一年に一回じゃなくてもいいということもおっしゃっていましたけれども、基本的には、やはり

いざというときのための手ですから、なかなか、

一年に一回が難しいから、お金がかかるからそれを緩めましょうという議論になるとおかしな話になってしまいますので、そこはしっかりと、いろいろな方法というのはあり得るとは思いますけれども、命を守るために検査であるということをしっかりと認識していただいて、これからもきっちり対応していくいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○野田国務大臣 お答え申し上げます。
特に、性犯罪、性暴力の被害者支援に関するごとについてお答えを申し上げたいと思います。申しますのは、委員が非常に熱心に法案に取り組んでおられるということをお聞きしておりますので、具体的にどのような政策を行っていくべきで、ただけるのかということをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

で、ここにちょっとと集中してお話を申し上げたいと思います。

今現在、政府としては、この性犯罪や性暴力被害者の支援について、第四次男女共同参画基本計画及び第三次犯罪被害者等基本計画に基づいて、関係省庁が連携して各般の施策を推進していると

御承知のとおり、被害直後から医療面そして心理面などの支援を可能な限り一ヵ所で提供するワントップ支援センターを全国各地に整備することとしています。具体的には、第四次男女共同参画基本計画において、平成三十二年までに各都道府県に最低一ヵ所設置することを目標に、今現在取組を進めているところです。

支援センターの全国整備の推進とその安定的な運営を図るために、今年度創設した性犯罪・性暴力被害者支援交付金につきまして、平成三十年度の予算案において約二千四百万円増額をして、一億八千七百万円計上させていただいています。

今後、その活用状況等を見ながら、しっかりと

とができるとしておりま

す。その他、所要の規定の整備を行うこととしてお

ります。

最後に、この法律案は、平成三十年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○山際委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○山際委員長 この際、お詫びいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府子じも・子育て本部統括官小野田壮君、厚生労働省大臣官房審議官成田裕紀君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○山際委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○山際委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○山際委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申出がありますので、順次これを許します。西田昭一君。

○西田委員 おはようございます。自由民主党衆議院議員の西田昭一でございます。

今回は、内閣委員会で初めての質問の機会をいただきましたことに心から感謝を申し上げるところです。西田昭一君。

私は、さきの総選挙で石川三区から初当選をさせていただきました。そのときに、私も大変敬愛しております参議院議員の西田昌司先生に応援をいただきました。西田昌司先生に応援をいただいたわけであります。

私の選挙区の能登半島は大変風光明媚で、先進国の中で初めて世界農業遺産に認定をされました里山里海という、国際的に高い評価を受けてい

る豊かな自然や食はもとより、和倉温泉、輪島の

朝市、輪島塗など、魅力ある観光資源にあふれた地域でもございます。子育てをする上で大変すばらしい環境だと思っております。委員の皆様方に

おかれましては、後援会の皆様方と一緒に、ぜひ能登半島にお越しいただければ幸いだと思っております。よろしくお願ひします。

本日は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案について、私の地元の石川県の現状等も交えながら質問させていただきたいと思います。

さきの我が党の代表質問でもありましたように、我が国における少子化問題は、まさに国難といいうべき状況でございます。過去最低の合計特殊出生率一・二六となりました平成十七年に比べ、近年は徐々に上昇傾向にあり、平成二十八年度で一・四四となりましたが、昨年一年間に生まれた子供の数は約九十四万一千人と、二年連続で百万人を下回りました。引き続き、より一層の少子化対策として、結婚、出産、子育てまで切れ目のない支援が必要であると思つております。

また、働くことを期待する人が思いを実現することができるよう、仕事と家庭を両立できる環境整備も重要でございます。一人一人が個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、希望や能力を発揮でき、納得して、生きがいを感じるとのできる社会の実現を目指していくことが必要であります。

保育を必要とする家族のため、一刻も早い待機児童解消に取り組むことが不可欠であると思つております。これまでも、政府において、子ども・子育て支援新制度や待機児童解消加速化プランに基づく取組などにより、保育の受皿整備が進められてきました。平成二十五年度から平成二十

九年度までの五年間で約五十九万人分の受皿が確保される見込みであるなど、保育の受皿は着実にふえ続けております。地方で女性活躍の推進に積極的に取り組んでいく中で、女性の就業率が上昇するに伴い、保育を必要とする子供の人数もふえ

きたいたいと思います。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

現在、事業主拠出金は、児童手当、地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童健全育成事業、病児保育事業、延長保育事業、そして企業主導型保育事業等に活用されています。

また、今般の拡充によりまして子育て安心プランの前倒しを実現するため、企業主導型保育事業の拡充、そして、子育て安心プランに基づき増加する保育の運営費のゼロ歳から二歳児相当分の大に充てることとしております。

○西田委員 しっかりと、よろしくお願ひしたい

と思っております。

平成三十年度から三年間で待機児童を解消するための子育て安心プランを実現するため、三千億円の拠出金の増額を行ふとのことがあります。来年度についての必要額は幾らなのか。また、拠出金率は何%にするのか。お伺いをさせていただ

きたいと思います。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

平成三十年度の子育て安心プランの推進に必要なことが、なる拠出金額につきましては約一千億円となり、拠出金率は、現行の〇・二三%から〇・二

であります。

政府においては、人づくり革命などを進める新しい経済政策において、切実な課題である待機児童の解消を図るために、子育て安心プランを前倒し

にし、二〇二〇年度までに三十二万人分の受皿整

備を進め、仕事も子育ても両立でき、安心して子

育てができる社会の実現に向け、このプランを確

実に実現できるように、待機児童の解消に最優先

に取り組んでいただきたいと思っております。

そのためにも、子育て安心プランを実現するの

に、事業主拠出金を〇・二五%から〇・四五%に

引き上げる改正を行うとのことであります。子

ども・子育て支援への事業主拠出金の活用につい

ては、現在どのような事業に活用されているの

か、また、今回の引き上げた拠出金はどのよう

用途に用いられるのか、改めてお伺いをさせてい

ただきたいと思います。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

現在、事業主拠出金は、児童手当、地域子ど

も・子育て支援事業のうち放課後児童健全育成事

業、病児保育事業、延長保育事業、そして企業主

導型保育事業等に活用されております。

また、今般の拡充によりまして子育て安心プランの前倒しを実現するため、企業主導型保育事業の拡充、そして、子育て安心プランに基づき増加する保育の運営費のゼロ歳から二歳児相当分の大に充てることとしております。

○西田委員 しっかりと、よろしくお願ひしたい

と思っております。

平成三十年度から三年間で待機児童を解消するための子育て安心プランを実現するため、三千億円の拠出金の増額を行ふとのことがあります。来年度についての必要額は幾らなのか。また、拠出金率は何%にするのか。お伺いをさせていただ

きたいと思います。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

九%，プラス〇・〇六%でございますが、とすることを予定してございます。

○西田委員 一千億円ということでありますので、わかりました。

商工会議所からは、安定的な財源確保のためにも税による恒久財源で補うべきや、料率引上げに当たっては中小企業の支払い余力に基づいて慎重に検討すべきなど、大変厳しい意見や反応が示されました。また、今後、拠出金率の引上げにつけて経済界とはどのように協議し、進めていくつもりなのか。お伺いをさせていただきたいと思いま

す。

○松山国務大臣 西田委員にお答えいたします。

子ども・子育て支援は、社会の全ての構成員が相互に役割を果たして協力していくということが重要でございます。また、仕事と子育ての両立を図るということは、事業主にとっても労働力の確保に資する面もございます。

今般の拠出金率の引上げにつきましては、政府の人生百年時代構想会議、また、与党において社会全体で子育て世代を支援していくという大きな方向性の中で議論が行われまして、昨年十二月に新しい経済政策パッケージとして取りまとめられましたところでございます。

その際、中小企業関係団体等の御理解をいたただくことが重要でありますことから、昨年末、私自身も日本商工会議所の三村会頭にお会いをし、また、その他の全国中小企業団体中央会、また全国商工会連合会にも出向いてまいりまして、直接、会長さん始め幹部の方々と御理解を求めたところでございます。

また、内閣府と、日本経済団体連合会、日本商工会議所、商工会連合会、また、全国中小企業団体中央会及び商店街振興組合連合会、こういう経済団体とともに事務的な会議も、昨年十二月以降、二回開催をいたしました。

子ども・子育て支援法は、事業主拠出金の率な

どに關して、全国的な事業主の団体が内閣總理大臣に対して意見を申し出るということもできることがあります。

各年度の拠出金率あるいはその使い道について、経済団体との協議の場を設けておるところでございます。こうした場を生かしながら、今後とも、関係者に対し丁寧に説明をしながら、また協議をしてまいりたいと思っております。

○西田委員 本当に安定的な財源確保のために、松山大臣には大変な御努力をいただいて、いると感謝を申し上げますとともに、引き続き、関係団体にしっかりと御理解、御協力をいただくよう努めた努めでいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

事業主拠出金を〇・四五%に引き上げることについて、私の地元石川県を含む待機児童のいない七つの県や地方にとつては、拠出金を引き上げてもメリットがないのではないかとの声も聞くわけあります。それは全体からいえば少し少ない数字かもわかりませんけれども、その辺のことについての理解や説明、そしてまた御所見についてお伺いをさせていただきたいと思います。

○小野田政府参考人 お答えいたします。
事業主拠出金につきましては、社会全体で子育て世代を支援していくという大きな方向性の中で、全ての企業に応分の負担をお願いしているところです。

待機児童は都市部に多く見られ、全体の約七割を占めていますが、一方、保育の受入れ率の増減を都道府県単位で見ますと、ほとんどの都道府県において定員数が増加していることから、就業率の上昇等に合わせて、地方においても保育の受皿の整備は進められております。

また、拠出金を財源とする企業主導型保育事業は、地方の企業においても活用が図られているところです。

○西田委員 ゼひとも、地方の実情、また都市部

の実情、やはりその辺のところは違うところもありますので、それに応じた支援をしっかりとお願ひをしたいと思っております。

次に、地方における保育人材の確保について質問させていただきたいと思います。私の地元石川県では、もともと女性の就業率が高かつたこともあり、従来から保育施設整備に努めてまいりました。その結果、大都市のような待機児童は発生しておらず、全体として保育の量は確保されております。保育の現場からは、量の拡充よりも質の充実を求める声が多くございます。

このたびの子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案では、待機児童解消策に基づき増加するゼロ歳児から二歳児の教育・保育給付等に充てられることになつており、非常に大切なものと理解をしております。

しかしながら、もともと子ども・子育て支援法の制定時に附帯決議されていた、質の充実を図るために必要となる三千億円の財源措置がされておらず、当初予定されていた職員配置の改善については、いまだ実現の見通しが示されておりません。

地方の立場から見ますと、手厚い職員配置など、質の向上のための安定財源の確保についても速やかに対応をしていただきたいと考えております。

○小野田政府参考人 お答えいたします。
保育人材の確保が困難な状況において、地方の保育士が都市部に流出してしまつて、いる要因の一つといたしまして、公定価格の地域区分ごとの単価差の問題があるのではないかと思われますが、その辺についてお伺いをさせていただきたいと思います。

認定こども園は、就労の有無にかかわらず同じ施設を使うことができるなど、保護者にとってのメリットも大きいと承知をしていくところです。

今後、働き方が多様化する中で、認定こども園は更に重要な役割を担うと思っておりますが、平成二十七年度の子ども・子育て支援新制度以前と比較してどのくらい増加しているのか、お伺いをさせていただきます。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

公定価格の地域区分につきましては、国とし

て、統一的かつ客観的なルールのもとで設定することができること、また、他の社会保障分野の制度との整合性を考慮する必要があることなどを踏まえまして、地域ごとの民間給与の水準を反映させているものであり、統一的かつ客観的な設定しているものであります。

なお、平成二十九年度からは、保育士の確保に向けた技能、経験に応じたキャリアアップの仕組みとして、保育士等へ月額四万円等の待遇改善を行うこととしておりますが、その待遇改善の加算額につきましては、地域区分に関係なく一律の額としているところであり、これらを通じて保育士の確保を支援してまいります。

○西田委員 職員の配置の改善により、職員がゆとりを持って子供に接することができるようになります。しかししながら、もともと子ども・子育て支援法の制定時に附帯決議されていた、質の充実を図るために必要となる三千億円の財源措置がされており、保育士の多忙化の解消、保育士の定着にもつながり、現在、大都市と地方の共通の課題であります保育士の確保についても有効ではないかと考えております。

保育士の新たな待遇改善制度を実施していることは本当に承知をしているところでございますけれども、一段の御努力をこれからもお願いをさせていただきます。

保育士の新たな待遇改善制度を実施していることは本当に承知をしているところでございますけれども、一段の御努力をこれからもお願いをさせていただきます。

次に、認定こども園について質問させていただきます。認定こども園に付いて質問させていただきます。

認定こども園は、就労の有無にかかわらず同じ施設を使うことができるなど、保護者にとってのメリットも大きいと承知をしていくところです。

今後、働き方が多様化する中で、認定こども園は更に重要な役割を担うと思っておりますが、平成二十七年度の子ども・子育て支援新制度以前と比較してどのくらい増加しているのか、お伺いをさせていただきます。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

公定価格の地域区分につきましては、国とし

化するなど、認定こども園制度の改善を図つたところです。

認定こども園数は、新制度施行前の平成二十六年四月現在では一千三百六十園でございましたが、それ以降、毎年約一千園以上増加しており、平成二十九年四月現在では五千八十一園となつてございます。

認定こども園への移行につきましては、地域のニーズや事業者の希望も踏まえつつ、移行を希望する園に対しては、今後とも円滑に移行できるよう支援してまいります。

○西田委員 認定こども園の関連については、また後ほど質問させていただきたいと思います。

次に、子ども・子育て支援新制度の保育所などの保育サービスの利用対象とならない在宅育児家庭の三歳未満の子供について、施設の通所利用に準じたサービスを提供するため、私の地元石川県では、平成二十七年度より在宅育児家庭通園保育モデル事業を実施しております。利用された保護者によるアンケートの満足度は高い結果であり、保護者からは、家事や自分のしたいことなど、有效地に時間を使うことができたなどの声が上がつております。

保育所や認定こども園に通つている三歳未満の子供を養育する子育て家庭の保育環境の質の向上をさせるためにも、こういった取組を国においても検討してみてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。お伺いをさせていただきたいと思いまます。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、御家庭で子育てをされている方々への支援は大変重要であると考えております。

このため、平成二十七年四月に施行されました子ども・子育て支援新制度におきましては、御家庭で子育てをされている方々を始め、全ての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じたさまざま子育て支援を充実することにしております。

具体的には、保育所等を利用していらない家庭に

おきましても、育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を軽減するため、児童を一時的に預かる一時預かり事業を実施しております。また、地域の身近なところで親子の交流や子育てに関する不安、悩みなどを相談できる場である地域子育て支援拠点の整備を進めております。

また、委員御指摘の石川県の取組のように、各市町村におきまして、地域の実情に応じて工夫を凝らして独自の取組をしていただくことは非常に喜ばしいことと認識しております。

国におきましても、今後とも、子育てしやすい環境整備に向けて、関係府省と連携しつつ、しっかりと取り組んでまいります。

○西田委員 国においても、そういう地方の実情に合わせたすばらしい取組をしっかりと御支援をいただきたい、これからもそういう取組が少しでも広がっていくことを期待させていただきたいと思っております。

次に、保育充実事業について質問させていただきたいと思います。

今回の法改正においては、待機児童の解消における、事業主拠出金の引上げなどに加え、地方自治体への待機児童解消などの取組の支援を行うと聞いております。

その一つとして、保育の量的拡充及び質の向上を図るため、今回の法案に保育充実事業が規定をされておりますが、この事業は具体的にどのような事業を行うのか、また、その目的は何なのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、最先端で取り組んでいるところでございます。昨年末に閣議決定された新しい経済政策パッケージに基づき、子育て安心プランを二年前倒し、二〇二〇年度末までに三十二万人分の保育の受皿を確保することとしております。

こうした保育の受皿確保に当たりましては、一定の保育の質が確保されている認可保育園をふやしていくことが必要であり、施設の新たな整備の

みならず、認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に對して支援を行うことも重要でござります。

このため、本法案では、認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に對して運営費を補助する事業等を保育充実事業として法律上に位置づけ、取組の推進を図るものでございます。

また、平成三十年度予算案では、この認可化移行運営費支援事業の充実を図るため、認可保育園に倣い、施設の規模に応じた補助単価の見直しを行うこととしており、引き続き認可保育園への移行を支援してまいりたいと考えております。

○西田委員 本当に、引き続き、この保育充実事業がしっかりと機能し広がっていきますことを心から応援をさせていただきたいと思っております。

次に、地方版子ども・子育て会議と、今回の法案に基づき組織されている協議会の関係についてお伺いをさせていただきたいと思います。

今回の法律案において、都道府県は、特定市町村などにより構成されております協議会を新たに設置できるとされておりますが、待機児童の解消に向け、この協議会は従来の制度とのような違いがあり、また、具体的にどのような役割を果たしていくのか、伺いたいと思います。

○成田政府参考人 本法案では、昨年十一月の規制改革推進会議の第二次答申を踏まえ、待機児童解消等の取組について、都道府県が関係市区町村等と協議する場を設置できる旨を盛り込んでおります。

この協議会は、待機児童解消を促進する方策として、例えば、保育所等の広域利用の推進、保育人材の確保について都道府県と関係市区町村等が協議することにより、現行の都道府県による市区町村の取組の支援をより効率的にすることを目的としており、都道府県と市区町村がより一層連携

が協議会を通じてより一層連携し、待機児童解消の取組が進められるよう支援してまいりたいと考

えております。

○西田委員 まだまだ少し理解度が十分ではない、そんな声も伺いますので、しっかりと取組を進めたいだきたいと思っております。

認定こども園の関連について、その中の一つで方からも少しお伺いしたことをお話をさせていただきたいたいなと思っております。

一方の資格や免許しか持っていないなくても、幼保連携認定こども園法の施行から五年間とされています。経過措置の期間は、平成二十七年四月の改正認定こども園法の施行から五年間とされていますが、現在の保育教諭の資格の取得状況についてお伺いをさせていただきたいと思いま

す。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、幼保連携認定こども園で勤務する保育教諭につきましては、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つことが必要とされておりますが、平成二十七年度から五年間に限り、どちらかの免許、資格のみで保育教諭となることができる特例を設けております。

平成二十九年度の認定こども園に関する状況調査等によりますと、保育教諭の幼稚園教諭の免許と保育士資格の保有割合は、両方保有者が八九・二%、七万三千百二十六人、どちらか一方のみ保有が一〇・八%，八千八百七十六人となつております。

○西田委員 また、保育士や幼稚園教諭は人手不足にあえいでいると思われますが、保育資格と幼稚園教諭免許の両方を取得することが負担となり、人材確保の弊害になる可能性があるのではないかと心配する声も聞こえていますが、その所

が協議会を通じてより一層連携し、待機児童解消

ます。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

現在、この特例が設けられている五年の間に保

育教諭の育成が進むよう、いずれかの免許、資格を持ち、一定の勤務経験を有する者については、もう片方の免許、資格を大学等で取得するための

単位数を軽減しております。

また、いずれかの免許、資格を取得する際の受講料と代替職員の雇い上げ費の一部を自治体に対

して補助してございます。さらには、公定価格に

おきまして、代替職員に係る経費を措置しているところでございます。

今後、保育教諭の免許、資格の保有状況や関係

者の御意見も参考にしつつ、特例措置のあり方に

ついて、潜在保育士の方で幼保連携認定こども

園で保育教諭として勤務を希望する者への対応も

して補助してございます。

また、いずれかの免許、資格を取得するための

費用を措置しているところでございます。

○西田委員 潜在的に資格を持つながら現場

に復帰されていない方々も本当にたくさんいると見受けられますので、そういうふうに確認

や、そしてまた、少しでも現場に復帰していただ

き、子育てをしっかりと応援できるような体制が

拡充できるようにお願いをさせていただきたい

思つております。

また、単に認定こども園への移行が進むだけ

なく、そこで質の高い保育や教育が行われること

が大変重要なと考へております。国では、今年度、職員の処遇改善の要件となるキャリアアップ研修制度を創設いたしました。研修機会の充実が図られることは大歓迎すべきことでありますけれども、一方で、現場の職員の方々からは、希望者が円滑に研修を受講できることが本当にで

きるのかといった不安の声も聞こえてきます。

キャリアアップ研修の機会が十分に確保される

よう、しっかりと取り組むべきだと思いますが、所見をお伺いをさせていただきたいと思います。

○成田政府参考人 保育士の専門性の向上を図る

ため、平成二十九年度に、乳児保育や幼児保育、

障害児保育といった職務分野に対応した研修の体系化を行い、キャリアアップのための研修制度を創設したところでございます。

このうち、研修内容や実施方法につきましては、平成二十九年四月にガイドラインを発出し、各分野の研修の狙いや研修項目に加え、具体的な研修内容の例を示しております。

また、研修の受講機会を確保するため、平成二十九年度予算では、保育園等の運営費において、研修を受講する際の代替職員の配置に要する費用について、保育士等一人当たり年間二日分から年間三日分に拡充を行つたところでございます。

今後、処遇改善加算における研修受講の必須化を目指し、各都道府県に対し、分野別の研修実施計画の提出を求めるとともに、計画的・フォローアップを行うことにより、計画的に研修の実施体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

○西田委員 量の確保も大切ではありますけれども、質をしっかりと高めて保育の充実に携わつていただきことも、ぜひともお願いをしたいと思っております。

本当に、国としても待機児童対策に取り組む、そのことについては大変喜ばしいことだと思っております。でも、そのときに、どうしても人材が都市部に集中してしまうのはなかなか否めないかなと思っております。地方都市の人材が都市部に流れ、また、その都市部が人材を補うために、過疎地域から都市部に人材が流入をするわけであります。その結果、慢性的に過疎地域では人材が不足するといったことは改めて私が申し上げるわけでもありませんが、国としても、これからもしっかりと過疎地域に対しても対策を取り組んでいただき、応援をしていただき、都市部の方でもしっかりと保育の充実、また、地方都市そしてまた過疎地域でもしっかりと充実するような施策にながつていくことを心からお願いを申し上げ、私の質問を終わりとさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○山際委員長 次に、佐藤茂樹君。

○佐藤(茂)委員 公明党的佐藤茂樹でございます。

きょうは、質問の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

今回議題となつております子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案につきまして、三十六分間お時間をいただきまして、まず大きなことは松山大臣に、そして詳細なことは政府参考人にささらに、ほかの省のことについては政務三役に、ぜひ御答弁をいただきたいと思うわけでございます。

まず、この法案に関連いたしまして、一つは、企業主導型保育事業の特徴と待機児童解消に果たす役割につきまして、最初にお尋ねをしたいと思います。

保育事業を主軸といたしまして、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行いまして、仕事と子育ての両立に資することを目的とするものでございます。

特徴として、例えば三つ挙げるとするならば、多様な就労形態に対応した保育サービスも対象とするということが一つございますし、二つ目には複数企業による共同利用を可能とするなどの柔軟な実施を、また設立を可能としている、ということが二つ目でございます。三つ目には、延長夜間、休日等の多様な保育を必要に応じて実施する、そういう特徴を持つておられるわけですね。

つまり、企業のニーズに応じた柔軟な設置、運営を支援するということ、さらには、複数の企業が共同で設置できて、さらには、企業だけではなくて地域住民の受け入れ、これは桦がありまして総定員の五〇%以内、そういう決まりもありますけれども、それもできますし、さらに、認可外保育施設なんすけれども、運営費、整備費については認可施設並みの助成が受けられる。さらには、特定地域保育の事務所内保育事業が原則三歳未満児を対象とするのに対しまして、ゼロ歳から五歳児を対象として幅広い対応が可能である。

こういう極めて柔軟な運営、設置が可能であるということから、こういう特徴を見ましたときには、保育の受皿拡大対策、そういう視点で見れば、待機児童解消の切り札的存在になりつつあると言つても過言ではございません。

現実に、実績としては、事業開始当初というものは五万人の受皿拡大を目指しておられましたけれども、企業からの申請状況を踏まえ、新たに二万人を追加して、平成二十九年度末までには七万人の受皿を確保する予定だとされております。さらに、その七万人を踏まえて、平成三十年度には新たに二万人分を整備する、そういう予定であるといふようにされていて、実績も、受皿拡充といふことについては非常に効果を發揮してきております。

平成二十八年度から創設されました企業主導型保育事業というのは、企業主導型の事業所内保育事業を主軸といたしまして、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行いまして、仕事と子育ての両立に資することを目的とするものでございます。

○松山国務大臣 佐藤委員にお答えします。

先生も今お話し賜りましたように、この企業主導型保育事業につきましては、企業の創意工夫によって、早朝、夜間あるいは休日などの従業員の多様な働き方に応じた保育を提供できるという点、また、設置した施設を他の企業と共同して利用できる点など、こういった特徴を、先生御指摘のように、持っております。

つまり、企業のニーズに応じた柔軟な設置、運営を支援するということ、さらには、複数の企業が共同で設置できて、さらには、企業だけではなくて地域住民の受け入れ、これは桦がありまして総定員の五〇%以内、そういう決まりもありますけれども、それもできますし、さらに、認可外保育施設なんすけれども、運営費、整備費については認可施設並みの助成が受けられる。さらには、特定地域保育の事務所内保育事業が原則三歳未満児を対象とするのに対しまして、ゼロ歳から五歳児を対象として幅広い対応が可能である。

そこで、企業主導型保育事業の保育の質の確保として、どのような方策を政府としてとられておられるのか、またとられるのか、大臣の見解を伺いたいと思います。

○松山国務大臣 子供の健やかな育ちを図るために、保育の質の確保は

極めて重要と認識をいたしております。

企業主導型保育施設につきましては、児童福祉法に基づく認可外保育施設として、都道府県が原則年に一回以上、立入調査を行っております。

また、企業主導型保育事業の実務を担う公益財団法人児童育成協会におきまして、全ての施設を対象に原則年一回、立入調査を行っております。さらには、通報などを受けて、必要に応じて抜き打ち調査を行う、また、午睡時、お昼寝のときの抜き打ち調査も実施をしておるところでございます。

これらによって保育の実施状況などを確認しながら、改善が必要な施設に対しては、しっかりと指導をやっているところでございます。

今後とも、自治体やこの児童育成協会と連携をしまして、情報共有体制を構築するなど、保育の質の確保がしっかりと図られるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○佐藤(茂)委員 ゼひ、そうしているということが、本当にきちっとした立入調査であるとか、あるいは抜き打ちの調査がきちっと実施されているのかどうかということを、きちっと検証していただきたいと思うんですね。

やはり、さつき言いましたように、もう既に七万人分の受皿の拡充に貢献している、これは非常に我々としても評価するんですけども、やはり保育の質の低下ということは常々、進めている政府として気にかけていただいて、きちっとしたそういう検査がされているのがどうか、きちっとチェックしていただきたいな、そのように思うわけだと思います。

その上で、今回の法律案の内容に入つていきたいと思うんです。

事業主拠出金の充当対象の拡大について何点かお聞きをしたいと思うんですけども、事業主拠出金の充当対象の拡大の理由と意義づけについて、まずお聞きをしたいんです。

法改正案のポイントの一つにこの充当対象の拡大というのがあるんですけども、これは、先ほ

どの西田委員の質問にもお答えになつておられましたけれども、昨年の十二月八日閣議決定された新しい経済政策パッケージの中に、「経済界に対象に原則年一回、立入調査を行つております。」
さるには、通報などを受けて、必要に応じて抜き打ち調査を行う、また、午睡時、お昼寝のときの抜き打ち調査も実施をしておるところでございま

す。
これらによって保育の実施状況などを確認しながら、改善が必要な施設に対しては、しっかりと指導をやっているところでございます。

今後とも、自治体やこの児童育成協会と連携をしまして、情報共有体制を構築するなど、保育の質の確保がしっかりと図られるよう取り組んでまいりたいと思っております。

具体的には、現行では三つの充当先に限定されているんですね。一つは児童手当。二つ目が地域子ども・子育て支援事業。これは細かいのが幾つかあります、放課後児童クラブであるとか病児保育、延長保育、こういう事業に充てますと。大きな三つ目としては仕事・子育て両立支援事業。これが、先ほど質問いたしました企業主導型保育事業であるとか、あるいは企業主導型ベビーシッターや利用支援事業。

この大きな三つの充当先に限定されていたんですけども、それが、先ほど引用しましたように、新たに保育の運営費に充当先を拡大させるというのが今回の法改正の内容なんですね。保育の運営費というのは、更に細かく言うと、例えば、保育給付の対象である保育所、認定こども園、小規模保育、家庭内保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の運営費のことなんですけれども。

もう言うまでもなく、事業主拠出金という制度のものが、後ほど時間があればお尋ねしたいと思うんですけども、全國的な事業主の団体始めて成り立つ仕組みでございます。ですから、明確にやはり事業主の皆さんに御理解をいただかないでござります。

そこで、充当の先を拡大する最初なので、細かい話をお聞きするかもわかりませんが、まず大臣に、そもそも保育の運営費というのは、今回のゼロ歳から二歳児相当分のみならず、三歳から五歳児相当分の保育の運営費もあるんですね。それにもかわらず、何ゆえ今回はゼロ歳から二歳児相当分の保育の運営費に事業主拠出金を充当するものとされたのか、その理由と狙いを、まず大臣に

お伺いしたいと思うんです。

○松山国務大臣 待機児童の現状ですけれども、約九割がゼロ歳児から二歳児となっておりまして、こういう状況から、ゼロ歳から二歳児の保育

の受皿を整備することが、子供の預け先を確保する必要性の高い保護者のみならず、企業にとっても労働力確保に資するという観点から、このたび、経済界との協議を踏まえて、この拠出金を充當する対象を、子育て安心プランの実現に必要なゼロ歳から二歳児相当分の保育の運営費に限ると

解しやすいように御説明をお願いしたいと思うんですが、大臣、よろしくお願ひいたします。

○松山国務大臣 新しい経済政策パッケージにおいても、応分の負担を求めることが適当である。このため、「云々となつて、「拠出金率の上限を〇・二五%から〇・四五%に変更し、〇・三兆円の増額分は、二〇一八年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費に充てることとし」とあるのを踏まえて、こういう充当対象の拡大に結びつけられています。

具体的には、現行では三つの充当先に限定されているんですね。一つは児童手当。二つ目が地域子ども・子育て支援事業。これは細かいのが幾つかあります、放課後児童クラブであるとか病児保育、延長保育、こういう事業に充てますと。大きな三つ目としては仕事・子育て両立支援事業。これが、先ほど質問いたしました企業主導型保育事業であるとか、あるいは企業主導型ベビーシッターや利用支援事業。

この大きな三つの充当先に限定されていたんですけども、それが、先ほど引用しましたように、新たに保育の運営費に充当先を拡大させるというのが今回の法改正の内容なんですね。保育の運営費というのは、更に細かく言うと、例えば、保育給付の対象である保育所、認定こども園、小規模保育、家庭内保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育のことなんですけれども。

もう言うまでもなく、事業主拠出金という制度のものが、後ほど時間があればお尋ねしたいと思うんですけども、全國的な事業主の団体始めて成り立つ仕組みでございます。ですから、明確にやはり事業主の皆さんに御理解をいただかないでござります。

そこで、充当の先を拡大する最初なので、細かい話をお聞きするかもわかりませんが、まず大臣に、そもそも保育の運営費というのは、今回のゼロ歳から二歳児相当分のみならず、三歳から五歳児相当分の保育の運営費もあるんですね。それにもかわらず、何ゆえ今回はゼロ歳から二歳児相当分の保育の運営費に事業主拠出金を充当するものとされたのか、その理由と狙いを、まず大臣に

お伺いしたいと思うんです。

○松山国務大臣 待機児童の現状ですけれども、約九割がゼロ歳児から二歳児となっておりまして、奥緊の課題である待機児童を解消するため、子育て安心プランを前倒しして、二〇二〇年度までに三十二万人分、保育の受皿を整備することとされました。この保育の受皿整備が進むことによって、子供を持つ親が働き始める、また働く

こととされました。この保育の受皿整備が進むことによって、子供を持つ親が働き始める、また働くこととされましたが、企業にとっては、保育の受皿全体がふえていくことについては、子供のいる従業員の離職を防止する、また労働力を確保するということも可能になりますし、よりよい人材の維持、確保につながっていくといふ受益があります。

このため、社会全体で子育てを支援していくくという大きな方向性の中で、経済界の方々との協議を踏まえまして、子育て安心プランの実現に必要な受皿全額がふえていくことについては、子供のいる従業員の離職を防止する、また労働力を確保するということも可能になりますし、よりよい人材の維持、確保につながっていくといふ受益があります。

この大きな三つの充当先に限定されていたんですけども、それが、先ほど引用しましたように、新たに保育の運営費に充当先を拡大させるというのが今回の法改正の内容なんですね。保育の運営費というのは、更に細かく言うと、例えば、保育給付の対象である保育所、認定こども園、小規模保育、家庭内保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育のことなんですけれども。

もう言うまでもなく、事業主拠出金という制度のものが、後ほど時間があればお尋ねしたいと思うんですけども、全國的な事業主の団体始めて成り立つ仕組みでございます。ですから、明確にやはり事業主の皆さんに御理解をいただかないでござります。

そこで、充当の先を拡大する最初なので、細かい話をお聞きするかもわかりませんが、まず大臣に、そもそも保育の運営費というのは、今回のゼロ歳から二歳児相当分のみならず、三歳から五歳児相当分の保育の運営費もあるんですね。それにもかわらず、何ゆえ今回はゼロ歳から二歳児相当分の保育の運営費に事業主拠出金を充当するものとされたのか、その理由と狙いを、まず大臣に

お伺いしたいと思うんです。

○松山国務大臣 待機児童の現状ですけれども、約九割がゼロ歳児から二歳児となっておりまして、

経済界から御協力いただくこの三千億円のうち、子育て安心プランにおける保育の運営費、〇一二歳相当分の増加分がおおむね二千億円となりております。これを上限に拠出金を充当することとしたものでございます。

上限を規定するに当たりましては、保育給付の費用につきましては、国や地方自治体の負担が割合で規定されておりますことから、保育の運営費、〇一二歳相当分の増加分の二千億円を、〇一二歳に係る保育給付費の総額のおおむね一・二兆円で割った六分の一という割合を法律に規定することとしてござります。

ただ、具体的に拠出金を充当する割合につきま

しては、毎年の予算編成過程で関係者と協議して、毎年度政令で定めることとしているところでございます。

○佐藤(茂)委員 あと、幾つか法律に関連して確認しておきたいのが、大きく、全国的な事業主の団体、この対象について確認をしておきたいと思うんです。

現行制度においても、全国的な事業主の団体は内閣総理大臣に意見を申し出ることができるところですけれども、今回新設された第六十一条の二の二項でも、新たな拠出金充当額の割合に関する意見を申し出ることができる、そういう規定が追加されました。

昨年十二月二十日に行われました、経團連や、あるいは日本商工会議所に加え、中小企業の関係三団体を含めた会議について伺いたいと思うんです。

この会議に臨まれた経團連や日本商工会議所以外の中小企業の関係三団体というのはどういう団体で、それらは、今回の子ども・子育て支援法で言う全国的な事業主の団体、そういうふうに法律上位置づけられるのか、また、その三団体以外にそのような位置づけとなる団体は想定されているのか、お伺いしておきたいと思います。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

子ども・子育て支援法におきましては、全国的な事業主の団体が事業主拠出金率等に関しまして内閣総理大臣に対して意見を申し出しができることとされておりまして、これまで、各年度の拠出金率やその使い道につきまして、日本経済団体連合会や日本商工会議所との協議の場を設けてきたところでございます。

今般 待機児童を解消するための子育て安心プランの前倒し実現に向けまして、本法案により事業主拠出金を充當するに当たりましては、事業主、とりわけ中小企業の事業主に丁寧な御説明が必要であり、委員御指摘のとおり、このため、昨年十二月二十日及びことし一月十八日に開きました話し合いの場には、経團連、日商のほか、いわゆ

る中小企業三団体として、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会に御出席をいただき、意見交換もさせていた

だいたところでございます。

○佐藤(茂)委員 事業主団体との協議の場に参加する団体の構成に関しては、こうしたこれまでの経緯や他の施設における事業主との協議の枠組みなども参考にしながら、検討してまいりたいと考えてございます。

○佐藤(茂)委員 そこは、ぜひクリアにしていただいたらありがたいなというふうに思っています。

事業主団体だ、そういうふうに思っています。やはり一回一回、その都度何か呼ばれている団体がそれ違うというようなことではなく、大体 政府として、この団体については全国的な意見を反映してこういうものが出てきているんだということをやはり明確にしておくことが大事ではないかと思います。

それで、十二月二十日の会議の場において、出席した全国的な事業主の団体から政府に対して中企業に配慮してほしい旨意見を述べられた、そのように伺っております。私は、極めてこの中小企業への配慮というのは、この制度をこれからも成り立たず上では大事だと思っております。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

子ども・子育て支援法におきましては、全国的な事業主の団体が事業主拠出金率等に関しまして内閣総理大臣に対して意見を申し出しができることがあります。私は、極めてこの中小企業への配慮を重視する立場で、この制度をこれからも支えるべきであると考えています。

○小野田政府参考人 お答えいたしました。

事業主拠出金につきましては、社会全体で子育て世代を支援していくという大きな方向性の中で、全ての企業に応分の負担をお願いしているところでございます。

負担割合につきましては確定したデータを持ち合

わせてございませんけれども、企業主導型保育事業につきましては約六割が中小企業において実施されているところでございます。今後とも中小企業に対しまして、より一層活用いただけますよう、支援してまいりたいと考えてございます。

○佐藤(茂)委員 六割というのは商工会議所さんも言っている数字なんだけれども、その上で、

こういうことをきちっと、全国の事業主の団体が言わっているんですから、本当に中小企業の、恩恵を受けられないと言われた、この企業主導型保

育事業を活用している例が大企業に多くて中小企

業には少ないんだということも、数字の上でしつかりと押さええていく。そういう、今まで、もう既に、始められてから二十八年度、二十九年度、

企業の今の実態ですね、大企業と中小企業でどれぐらいう利活用されているのかということについてぐら

いは、しっかりと調べられたらどうですかね。ぜひ、お願いしたいと思うんです。

○小野田政府参考人 お答え申し上げます。

企業主導型保育事業の利用の割合につきましては、約六割が中小企業において利用されており承知しております。

ただ、委員御指摘のとおり、中小企業に一層活

用していくこと也非常に重要なと思っておりま

すので、平成三十年度の予算案におきましては、さらなる中小企業による本事業の活用促進策

といたしまして、中小企業が本事業を実施する場合には、例えば、運営費の企業負担分を5%から3%に軽減することとしてございます。また、保

育施設における事故防止等のために必要な防犯、安全対策の強化に関する加算を年額十万円から年額二十万円に増額することとしております。加え

て、共同設置、共同利用の施設を整備する場合に是新たに百万円を加算することとしてございます。

今後とも、中小企業に一層活用していただけますよう努めてまいります。

○佐藤(茂)委員 私は、そういう意味では、今回

の平成三十年度予算案で、今、小野田統括官がおつしやったように、今までそういう施策をされ

ていない分だけ、少しは前進したと思うんですけども、これによつてどれだけやはり中小企業の皆さんがこの企業主導型保育事業を利用しやすくなつたのかということについても、これから、予算が通つてから施策が実施されるんですけども、しっかりと検証していっていただきたいな、

そのように思います。

統いて、先ほど西田委員も少し触れられましたけれども、今回の法律で進めようとしている保育充実事業について、重なるところは割愛いたしま

して、その中で、附則の中で、この保育充実事業というものは今回法律で新たに創設されるんですけども、十四条第一項で、特定市町村は、保育の実施について、重なるところは割愛いたしま

すけれども、十四条第一項で、特定市町村は、保育の実施への需要が増大しているものとして内閣府令で定める要件に該当する市町村、そして、特定市

町村以外の市町村を事業実施市町村と定義されて

いるんですね。

そこで、特定市町村に該当するための保育の実施への需要が増大しているものとして内閣府令で定める要件というのはどのような内容と基準を想定されているのか、そして、それ以外の保育充実事業を実施する市町村としてどのような市町村を定めているのか、事業実施市町村といつても想定しておられるのか、それぞれについて、わかりやすく御答弁をいただきたいと思います。

○高不副大臣 お答えいたします。

本法案におきまして、保育の実施への需要が増

大している市区町村を特定市町村といつてしま

して、特定市町村以外の市区町村を事業実施市町村

と規定をしております。

特定期町村の具体的な要件といつてしましては、

内閣府令におきまして、待機児童がいる市区町

村、また、今後保育ニーズが増加することが見込まれる市町村、このようにすることを想定をしておりまして、現在パブコメにかけているところでございます。

また、特定市町村につきましては、保育需要への対応の必要性が高いことを踏まえまして、都道府県が待機児童対策に係る協議会を設置している場合につきましては、その管区内の特定市町村が実施する認可化移行運営費支援事業に対しましては一定の補助の加算を設けることを予定をしております。具体的には、認可化移行運営費支援事業の補助単価の5%を上乗せすることを三十年度予算案におきまして想定をしているところでございます。

○佐藤(茂)委員 今、高木副大臣が答弁されたんですけれども、一定の補助率の、補助の加算という話がございました。

やはり、市町村にとったら、お聞きになりたいのは、この保育充実事業を行う市町村に対して、市町村と事業実施市町村とで補助の内容や補助率等に差異を設けるという、そういうことなのかどうなのか、御答弁をいただきたいと思います。

○高木副大臣 お答えいたします。

補助率等につきましては変わりません。しかしながら、先ほど申し上げたように、協議会を設置している場合、その場合には上乗せをさせていただくということでございます。

それで、その協議会なんですが、目的と役割については、もう先ほど西田委員の質問でもございましたので、あえて重なる質問はいたしませんが、例えば広域利用ですね、こういうことも進めることによって、定員枠が余っている近くの市区町村の認可保育園で、ある自治体の認可保育

園がいっぱいな場合には入れていただける、そういうことというのは、うまく活用していくと待機児童解消につながるのではないか、そういうメリットは理解いたします。

一方で、この協議会がテーマに浮上したきっかけというものが、昨年の十一月二十九日の規制改革推進会議の規制改革推進に関する第一次答申といふところで最初に出てきているわけですね。

ここで、待機児童解消の項目で、「関係者全員参加の下で協議するプラットフォームの都道府県による設置」とあります。その流れの中、実はもう一つ、さまざま懸念の一つになつていて、今では上乗せ基準の見直しというものが掲げられているんですね。

どういう表現になつていてかというと、例えば都市部では、基準の上乗せをしている地方自治体に待機児童が多く見られる傾向があり、地方自治体が独自に設けている上乗せ基準が、待機児童数の増加をもたらす要因の一つになつていての指摘もあるとした上で、上乗せ基準の設定が待機児童の偏在化を助長するのではないかという、協議会において、多様な視点から上乗せ基準を検証する。そういう答申の内容を受けたものであるので、この協議会といふのは、市町村が独自に手厚くしている保育士配置や面積基準などの上乗せ基準の見直しを、都道府県ごとの協議会で国基準に統一することを決めてもらつて、その都道府県下の対象自治体に一齊に下げてもらう、そういうようなことを想定しておるのではないか、そういう論調をしきりに書いている新聞もございます。

そんなことをされたら、その論調の中にも言われているのは、保育の質の低下に直結する、また、手厚い独自基準を持つ市町村が基準を下げやすくなる仕組みなんじゃないのか、それにこの協議会を使おうとしているのではないかというよう

な、そういう懸念の声や不安の声も一部に出ているのも事実なんですね。

政府としては、こういう懸念の声にどう応え、こ

の協議会の意義を説明されていくのか、御答弁をいただきたいと思います。

○高木副大臣 お答えいたします。

まず、この協議会の協議事項につきましては、地域の実情に応じて各協議会において決定されるものというのが大前提でございます。

今御指摘のとおり、規制改革推進会議の第二次答申におきましては、協議会において市区町村が独自に定める人員配置基準等の検証を行うとともに盛り込まれており、協議事項の一つとなることも想定されますが、具体的に協議事項とするかどうかは、地域の実情に応じて各協議会において判断されるものでございます。

今御指摘の、上乗せ基準の見直しを行うと保育の質を維持できなくなるのではないかというこの御指摘につきましては、保育園等の人員配置基準

は、児童の健全な発達に必要な保育を行うための最低基準として定められておりまして、保育の質を確保する役割を保育現場におきまして果たしているわけでございます。

このために、自治体が仮に独自の上乗せ基準を見直し、追加で児童の受け入れを行つたとしても、国の定める人員配置基準を満たしているということが前提であるわけでございます。

あくまで、地域の実情に応じて各協議会において決められるものというこの方針で、私どもも進めてまいりたいと思っております。

○佐藤(茂)委員 ゼひその方針を貫いていただきたいと思つんですね。地域の実情に応じて各協議会でしっかりと決めていただき、そのことをしつかりと理解していただきたいと思うんです。

最後、あと二分ぐらいになりましたので、保育士の処遇改善に関連して、一月二十八日の読売新聞の全国調査に基づいて、キャリアアップ研修と

いうのをどうしていくのかということについて、かりと理解していただきたいと思うんです。

最後、御質問したいと思います。

政府は、昨年四月から、キャリアに応じた保育士の待遇改善を実施されています。例え、おお

普しましょう、さらに、おおむね三年ぐらい勤められた方には五千円給料アップします。これ非常にいい施策だと思いますし、さらに、最近、厚生労働省として、若手保育士さんらの待遇を改善させるために、処遇改善の要件を緩和する方針を決められたというのを我々承っております。

そこで大事なのは、実はあの四月から始めるときにも我々説明を聞いているのは、給与の加算を受けるために、保育士に求められたキャリアアップ研修というのが必要なんですね。ただ、初年度の今年度は加算の要件にはなつてないために大きな問題にはなつてないんですけれども、また都道府県に開催義務というのはないんですが、政府は状況を見て次年度以降要件にする時期を決める予定だ、そのように伺つてます。

ところが、先ほど言いました一月二十八日の読売新聞が全国調査をしたところによると、このキャリアアップ研修について、国が定めた八科目全てを実施しているのは八府県にとどまって、一部の科目のみ何とかして開始したというのは二十一自治体、東京都を始め十七自治体といふのはまだ実施していない、そういう回答だったそうでございます。

その中でやはり大きな声として上がつているのが、三十五自治体ぐらいが課題として挙げたのが、研修を受ける保育士の代替要員の確保というのが一つの大きな声になつております。さらに

は、幾つかあります。対象者が多く研修開催が追いつかないとか、適切な研修を実施できる機関や人材の不足、また国が示したガイドラインではカリキュラム作成は困難、そういう声が上がつてゐるんですね。

このままでは、せっかく昨年の四月に制度が始まって、保育士さんの待遇改善策の要件であるキャリアアップ研修が、都道府県で実施が前に進まない、こういうネックになる可能性があるわけ

でございます。

こういう保育士の待遇改善の要件であるキャリ

アアップ研修を今後どうやって進めて、どのあたりのタイミングで処遇改善の要件にされていくのか、政府の見解を伺いたいと思います。

○高木副大臣 お答えいたします。

御指摘のとおり、保育士の専門性の向上を図るために、平成二十九年度に、キャリアアップのための研修制度を創設をいたしました。

このうち、研修内容や実施方法につきましては、昨年四月にガイドラインを発出いたしまして、研修の狙い、研修項目に加えまして、具体的な研修内容の例を示したところでございます。

また、受講機会を確保するために、平成二十九年度予算では、保育園等の運営費におきまして、受講する際の代替職員の配置に要する費用につきまして、保育士等一人当たり年間二日分から年間三日分に拡充を行いました。

今後、御指摘の必須化がいつかということでござりますが、二〇二二年度から必須化を目指していくことを考えております。処遇改善加算における研修受講の必須化を二〇二二年度から目指しておりまして、各都道府県に対し分野別の研修実施計画の提出を求めるとともに、計画のフォローアップを行うことによりまして、計画的に研修の実施体制の整備を進めてまいりたいと思っております。

なお、その間の代替要員の確保につきましても、先ほど御指摘がありました。今、一部の保育士・保育所支援センターでは、フルタイムやパートといった雇用形態のほかに、研修受講の際の代替職員も含めまして、短期的な就業に関する求人また求職を受け付けまして、マッチングの支援を行つております。

こうした取組を全国に拡大させることによりまして、研修を受講できる環境づくりを進めてまいる所存でございます。

○佐藤(茂)委員 時間が参りましたので終わります。ありがとうございました。

○山際委員長 次に、加藤鮎子君。

○加藤(鮎)委員 自由民主党の山形三区の加藤鮎子

子です。

質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、子ども・子育て支援法の一部を改正す

る法律案にまつわる質疑ということで、私自身も子化対策やその一環である保育分野の取組に関する質問をさせていただきたいと思っております。

よろしくお願ひ申し上げます。

まず、冒頭、平成二十九年に国立社会保障・人

口問題研究所が発表した日本の将来推計人口について紹介をさせていただきます。これによりますと、現在の傾向が統けば、二〇六五年には、我が

国の人口は八千八百八万人、一年間に生まれる子供の数は現在の半分程度の約五十五万人となり、高齢化率は約三八%に達するという厳しい見通しが示されています。

今や、少子化の問題は最も重要な政治課題の一

つであると言つても過言ではありません。少子化の影響は、年金制度の維持安定の問題、労働力不足の問題、地域の過疎化の問題など、社会のさまざま

な場面に影響を及ぼしてまいります。

そこで、まず初めに、少子化対策についてお伺

いをいたします。

政府は、平成二十九年六月一日に閣議決定をさ

れましたニッポン一億総活躍プランにおきまし

て、新三本の矢の一つに希望出生率一・八を掲

げ、そのロードマップの年次を平成二十九年度から平成三十七年度の十年間としています。

この希望出生率一・八というのは、内閣府の資

料によりますると、若い世代における、結婚、子供の数に関する希望がかなうとした場合に想定さ

れる出生率のことをいうとされております。この

希望出生率一・八の実現を目指して、御家族ごとに理想の子供の人数を育むことができるよう支援していく必要があると考えます。

そこで、お伺いをいたします。

内閣府としては、その実現に向けてどのような

ことが課題であると御認識をされているのでしょうか。

うか。また、その課題の解決に向けてどのように取り組んでいかれるのか。ちょっと大きづばな質問になりますけれども、まず冒頭、そちらで伺わせていただきます。よろしくお願ひします。

○松山国務大臣 加藤委員にお答えいたします。

まさに先生御指摘のように、急速に進む少子高齢化という困難を我が国は突破していかなければなりません。希望出生率一・八を実現するためには、個々人の希望がない、安心して子供を産み育てることができ、そういう社会をつくっていかなければならぬと存じます。

子供の数に関する一人一人の希望をかなえるた

めには、仕事と子育ての両立の難しさ、あるいは教育費負担の重さや、年齢そして身体的理由や、子育て中の孤立感あるいは負担感、また、子育ての希望の実現を阻むそれぞれの要因というものを一つ一つ取り除いていくことが重要であると考えております。

このため、本法案の早期成立を目指して、二〇二〇年度までに三十二万人分の受皿を整備してまいります。

そのほか、幼児教育、保育の無償化、また、真に必要な子供に限った高等教育の無償化、不妊治療の助成、また、地域の子育て支援拠点の構築などに、関係省庁連携して今取り組んでいるところです。

ここで、まずは初めに、少子化対策についてお伺

いをいたします。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、最優先で取り組んでいるところでございます。

子育て安心プランによる必要な保育の受皿三十

二万人分につきましては、二十五歳から四十四歳までの女性の就業率が毎年おおむね一ポイントずつ上昇し、二〇二二年度末に八割まで上昇すること、その就業率と相関して、保育の利用申込率も

ゼロ歳から五歳全年代で見て五割を超える水準まで伸びることを想定して、必要な整備量を推計したものでございます。

○加藤(鮎)委員 御丁寧な説明をいたしました

て、ありがとうございました。

次の質問も、今度は、同じく野村総研が実施したアンケート調査の方をもとにお伺いをいたします。

野村総研が実施した未就学児を持つ保護者アン

ケート調査をもとにした推計結果によりますと、こんな実態があらわれております。少なくとも三十一・三万人の児童の保護者が、自分の子供はすべてでも保育サービスを利用したかったのに、利用できていないと不満に感じている、こういう結

万人分の保育の受皿を確保することとしております。

ところが、一方で、民間のシンクタンクである野村総研の方で出している推計の方を見ますと、気になる点がございます。野村総研の方では、平成三十二年時点で、二十五歳から四十四歳の女性就業率の政府目標七七%を達成するため追加で整備が必要な保育の受皿は、八十八・六万人と推計しております。子育て安心プランで確保が必要だとしている受皿の数と比べると、その差は約五十六・六万人となります。

このギャップが気になつてお伺いするのですが、それでも、子育て安心プランで確保する三十二万人分の保育の受皿と言つてるのは、どのような考え方で三十二万人と計算をされたのでしょうか。

厚生労働省にお伺いをいたします。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、最優先で取り組んでいるところでございます。

子育て安心プランによる必要な保育の受皿三十

二万人分につきましては、二十五歳から四十四歳までの女性の就業率が毎年おおむね一ポイントずつ上昇し、二〇二二年度末に八割まで上昇すること、その就業率と相関して、保育の利用申込率も

ゼロ歳から五歳全年代で見て五割を超える水準まで伸びることを想定して、必要な整備量を推計したものでございます。

○加藤(鮎)委員 御丁寧な説明をいたしました

て、ありがとうございました。

次の質問も、今度は、同じく野村総研が実施したアンケート調査の方をもとにお伺いをいたします。

野村総研が実施した未就学児を持つ保護者アン

ケート調査をもとにした推計結果によりますと、こんな実態があらわれております。少なくとも三十一・三万人の児童の保護者が、自分の子供はす

べてでも保育サービスを利用したかったのに、利

用できていないと不満に感じている、こういう結

あります。これから、保育サービスの充足について、利用者側と供給サイドの認識に大きなギャップがあることが指摘できるのではないかと思いま
す。

子育て安心プランで三十二万人分の受皿を確保することにより、待機児童は本当に解消することができるのでしょうか。厚生労働省において伺いをいたします。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

ランで示した三十二万八千分の受皿は、二月

ら四十四歳までの女性の就業率が二〇二一年度末に八割まで上昇すること、その就業率と相関して、保育の利用申込率もゼロ歳から五歳全体で見て五割を超える水準まで伸びることを想定して、必要な整備量を推計したものでございます。

実際に待機児童を解消するための保育の受皿整備を行うに当たっては、保育の実施主体である市區町村において、申込みにまで至らないようなケースも含めて、保護者の意向を丁寧に確認しな

がら、潜在的ニーズも含めた必要な整備量を的確に把握することが重要でございます。

このため、昨年十一月には、毎年各市区町村が子育て安心プランに基づき整備計画を作成する際

には、保育コンシエルジュなどを活用しながら潜在的な保育ニーズの把握に積極的に取り組むよう

求めたところであり、市区町村ごと、さらには市

的確に把握され、それを反映した受皿整備が進むよう支援してまいりたいと考えております。

○加藤(鮎)委員 ニーズの的確な把握をもとに、

を申し上げます。御答弁ありがとうございます。

次に、保育人材の確保についてお伺いをいたしました。

近年、保育士の有効求人倍率は、全国的に非常に高くなっています。私の地元の保育施設でも、求人を出しているのになかなか見つからない

に、既に働いている保育士さんたちの方に大きな負担がかかっており、そのプレッシャーに耐えかねて、むしろやめてしまう人が出ているというほどの現状もございます。

私自身も息子を自分で預けている母親として実感があるわけですけれども、保育士の皆様は、子供の命を預かる責任感というプレッシャーで、常に細やかな気遣いをされて、気を張つてお仕事をされていらっしゃいます。時間も長くなりがちですし、その働いている時間以外にも、担当している子供たちを気にかけてくれているんだろうなということを感じ取れるような、そういうこともしあつちゅうあるわけであります。

どの地域も保育士の確保に苦しんでいることを鑑みますと、保育の受皿整備を進めるに当たりましては、保育施設といったハード面をふやすだけではなくて、保育を担う方々、保育士さんの人材の確保もしっかりと行っていくことが必要だということは言うまでもありません。

保育人材の確保につきましては、子育て安心プランに基づいて既にいろいろな総合的対策が行われていることと承知をしてございますけれども、念のため挙げておきますと、このようなものがあります。保育士の方々の待遇の改善、新たに保育士の資格を取得する方々の確保、就業を継続していくための支援、そして一旦離職した方々への再就職支援など、多方面から対策を講じて、手を打ついただいているとは思います。

既に成果があらわれているような施策もあれば、成果があらわれてくるのに一定の時間を要するものもあるとは思います。しかし、現に今も保育人材の不足が現場で起きているという現状を踏まえますと、現在進行形での課題認識がその都度その都度必要になつてくるのだと考えております。

そこで、お伺いをいたします。

二〇一〇年度までに整備することとされている三十二万人分の保育の受皿に対応するためには、

○成田政府参考人　お答え申上げます。
ただいま御指摘いたしましたように、待機児童の解消のためには、保育の受皿拡大とそれを支える保育人材の確保が不可欠であり、二〇二〇年度末までに三十二万人分の保育の受皿整備を行うことに伴いまして、新たに七・七万人の保育人材を確保することが必要と見込んでおります。
保育人材の確保に向けましては、保育士資格を持つながら保育士として就業していない方、いわゆる潜在保育士に対して、都道府県等が設置する保育士・保育所支援センターが行う再就職支援や、保育士の宿舎の借り上げ支援などの取組を引き続き支援することとしております。
また、保育士の業務負担を軽減するため、平成二十九年度補正予算において保育業務のICT化の支援、平成三十年度予算案において保育士の業務を補助する保育補助者の雇い上げ支援などを盛り込んでおります。
こうした取組も含め、処遇改善や新規の資格取得、継続就業支援、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組むことにより、引き続き保育人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○加藤(鮎)委員　ありがとうございます。

ぜひとも今お話をうながすような保育人材の確保に向けて、お取組の方、よろしくお願いをいたします。

また、今お話をうながす保育人材の確保に当たりましては、若手職員や、一定の技能、経験を積んだ中堅の職員の方々の処遇の改善もあわせて進めていく必要があると考えております。政府におかれましては、先ほど来申し上げておりますニッポン一億総活躍プランに基づきまして、今年度、平成二十九年度から、技能、経験に応じた保育士の待遇改善に取り組まれてることと承知をしており

そこで、その取組の進捗状況についてお伺いをいたしますが、これまで、どの程度の処遇改善が実現しているのでしょうか。また、保育士の方々に向けた処遇改善のために、今後、さらなる取組としてはどうのような取組を進めていかれるおつもりでしょうか。これは内閣府の方にお伺いをいたします。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

保育士の処遇改善につきましては、これまで取組を進めてきており、平成二十五年度以降、月額三万円相当、約一〇%の処遇改善を実現しております。

これに加えまして、今年度から実施している技能、経験に応じた処遇改善は、各施設におけるキャリアアップの仕組みの構築を支援するため、経験年数おおむね七年以上の中堅保育士等に月額四万円、経験年数おおむね三年以上の若手保育士等に月額五千円の処遇改善を行うものでございまして、若手にも配慮したものとなつてございまます。

また、平成二十九年度補正予算及び平成三十年度予算案におきまして、平成二十九年人事院勧告に準じた賃金引上げ一・一%を実施することとしており、さらに、新しい経済政策パッケージにおいても、二〇一九年四月から更に一%の賃金引きまして、二〇一九年四月から更に一%の賃金引き上げを行うこととしてございます。

これらの取組を通じまして、若手も含めた保育士等の処遇改善を進めてまいります。

○加藤(鮎)委員 ありがとうございます。ぜひとも、賃金アップの方を力強く進めていただきたいと期待を申し上げます。

そして、今のお話もありましたように、平成二十九年度より、保育士等の方々に向けたキャリアアップの仕組みが構築をされました。

ちょっと重複をいたしますが、その中身を見ますと、経験年数がおおむね七年以上の中堅職員の方々に対しても月額最大四万円、経験年数がおおむね三年以上の職員の方々に対しても月額五千元の処遇改善が行われています。

そして、この技能、経験に応じた保育士等の処遇改善の仕組みにおきましては、キャリアアップ研修の受講が要件とされております。処遇改善への道がどなたにも開かれていくのは大変よいことでありますけれども、しかし、地元の保育の現場に携わる方々との意見交換をしておりますと、こんな声も聞こえてまいります。

キャリアアップ研修において一科目修了するためには十五時間以上の時間が必要で、日ごろから忙しい、そのキャリアアップ研修を受ける保育士の方本人にとっても大変ハードルが高い上に、また、それだけでなく、研修受講中の代替要員の確保をしなければならない保育施設の管理者側の方々にとっても非常に困難だ、そういう声があり、実際なかなか思うように受講が進んでいないようです。

先ほどの西田先生の御質問の中にもありますて、重複はいたしますが、まさに、それだけ深刻な、そして切実な現場の声であろうかと拝察をいたしました。

また、一部の報道によりますと、これも繰り返しではありますけれども、国が定めた八科目全てを実施している自治体は八府県にとどまつております。

こうした現状を踏まえますと、キャリアアップ研修をより受講しやすいものにするなど、技能、経験に応じた保育士等の処遇改善の仕組みの要件を見直す必要があるのではないかでしょうか。内閣府にお伺いをいたします。

○小野田政府参考人 お答えいたしました。

今年度から実施している技能、経験に応じた四万円等の加算は、保育士等の専門性の向上を図ることとともに、キャリアアップの仕組みを構築していくたままで、賃金水準を引き上げていくために導入したものであり、このため、研修の受講を要件としたところでございます。

ただし、平成二十九年度は、本加算を導入した初年度でもあり、研修の受講要件を課さないこととしております。平成三十年度以降につきまして

も、職員の研修の受講状況等を踏まえ決定することとしておりますが、今般、各園ごとに異なっている職員体制などの事情により柔軟に対応できるよう、研修の受講要件につきましては、二〇二一年度までは要件とせず、研修の受講を促進しながら、二〇二二年度をめどに必須化を目指すことといたしました。

保育士等の研修機会の確保のためには、平成二十九年度予算におきまして、代替職員の配置に要する費用の拡充も図ったところございます。引き続き、処遇改善加算の円滑な実施に努めてまいります。

○加藤(鮎)委員 ありがとうございます。引き続き、現場の声を大切にしながら、保育人材の確保に向けてこうした処遇改善の取組を進めていただきたい、このように思います。

また、こういった処遇改善の取組にあわせまして、それと同時に、保育士として働くことの魅力ややりがい、これを社会のできるだけ多くの方々に伝えていくことも私は重要であると考えております。政府として、保育士として働くことの魅力を高めるための取組も必要なではないでしょうか。

これにつきまして、今、厚生労働省でやられておる取組なども含めて、お考えなど伺わせていただきます。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

高い使命感と希望を持って保育の道を選んだ方が、誇りとやりがいを持って保育士として活躍していただけるよう、保育人材の処遇改善や

経験に応じた保育士等の処遇改善の仕組みの要件を見直す必要があるのではないかでしょうか。内閣府にお伺いをいたします。

○小野田政府参考人 お答えいたしました。

今年度から実施している技能、経験に応じた四万円等の加算は、保育士等の専門性の向上を図ることとともに、キャリアアップの仕組みを構築していくたままで、賃金水準を引き上げていくために導入したものであり、このため、研修の受講を要件としたところでございます。

ただし、平成二十九年度は、本加算を導入した初年度でもあり、研修の受講要件を課さないこととしております。平成三十年度以降につきまして

も、職員の研修の受講状況等を踏まえ決定することととおりましたが、今般、各園ごとに異なつ

るよう、研修の受講要件につきましては、二〇二一年度までは要件とせず、研修の受講を促進しな

がら、二〇二二年度をめどに必須化を目指すことといたしました。

保育士等の研修機会の確保のためには、平成二十九年度予算におきまして、代替職員の配置に要する費用の拡充も図ったところございます。引き続き、処遇改善加算の円滑な実施に努めてまいります。

○加藤(鮎)委員 ありがとうございます。引き続き、現場の声を大切にしながら、保育人材の確保に向けてこうした処遇改善の取組を進めていただきたい、このように思います。

また、こういった処遇改善の取組にあわせまして、それと同時に、保育士として働くことの魅力ややりがい、これを社会のできるだけ多くの方々に伝えていくことも私は重要であると考えております。政府として、保育士として働くことの魅力を高めるための取組も必要なではないでしょうか。

これにつきまして、今、厚生労働省でやられておる取組なども含めて、お考えなど伺わせていただきます。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

高い使命感と希望を持って保育の道を選んだ方が、誇りとやりがいを持って保育士として活躍していただけるよう、保育人材の処遇改善や

経験に応じた保育士等の処遇改善の仕組みの要件を見直す必要があるのではないかでしょうか。内閣府にお伺いをいたします。

○小野田政府参考人 お答えいたしました。

今年度から実施している技能、経験に応じた四万円等の加算は、保育士等の専門性の向上を図ることとともに、キャリアアップの仕組みを構築していくたままで、賃金水準を引き上げていくために導入したものであり、このため、研修の受講を要件としたところでございます。

ただし、平成二十九年度は、本加算を導入した初年度でもあり、研修の受講要件を課さないこととしております。平成三十年度以降につきまして

も、職員の研修の受講状況等を踏まえ決定することととおりましたが、今般、各園ごとに異なつ

るよう、研修の受講要件につきましては、二〇二一年度までは要件とせず、研修の受講を促進しな

がら、二〇二二年度をめどに必須化を目指すことといたしました。

保育士は、将来を担う子供たちの発達を促す、子供たちの日々の成長を実感できる魅力のある仕事であり、社会に望まれる崇高な役割を担つていてことを、こうしたさまざまな機会を通じて発信してまいりたいと考えております。

○加藤(鮎)委員 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、国や地域の宝である子供を育てていくという、親が一義的にそれを担うわけではありませんが、働きながら子育てをする親をサポートする立場から保育のサービスを提供いたたまいたい、このように思います。

○加藤(鮎)委員 ありがとうございます。引き続き、現場の声を大切にしながら、保育人材の確保に向けてこうした処遇改善の取組を進めていただきたい、このように思います。

また、こういった処遇改善の取組にあわせまして、それと同時に、保育士として働くことの魅力ややりがい、これを社会のできるだけ多くの方々に伝えていくことも私は重要であると考えております。政府として、保育士として働くことの魅力を高めるための取組も必要なではないでしょうか。

これにつきまして、今、厚生労働省でやられておる取組なども含めて、お考えなど伺わせていただきます。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

高い使命感と希望を持って保育の道を選んだ方が、誇りとやりがいを持って保育士として活躍していただけるよう、保育人材の処遇改善や

経験に応じた保育士等の処遇改善の仕組みの要件を見直す必要があるのではないかでしょうか。内閣府にお伺いをいたします。

○小野田政府参考人 お答えいたしました。

今年度から実施している技能、経験に応じた四万円等の加算は、保育士等の専門性の向上を図ることとともに、キャリアアップの仕組みを構築していくたままで、賃金水準を引き上げていくために導入したものであり、このため、研修の受講を要件としたところでございます。

ただし、平成二十九年度は、本加算を導入した初年度でもあり、研修の受講要件を課さないこととしております。平成三十年度以降につきまして

も、職員の研修の受講状況等を踏まえ決定することととおりましたが、今般、各園ごとに異なつ

るよう、研修の受講要件につきましては、二〇二一年度までは要件とせず、研修の受講を促進しな

がら、二〇二二年度をめどに必須化を目指すことといたしました。

消費税財源以外の財源により実施することとされている職員体制などの事情により柔軟に対応できるよう、研修の受講要件につきましては、二〇二一年度までは要件とせず、研修の受講を促進しないが、二〇二二年度をめどに必須化を目指すことといたしました。

○・三兆円のメニューにつきましては、保育人材の処遇の3%の改善、小規模保育の体制強化など、全ての事項を既に実施いたしました。

ニューにつきましては、消費税率が8%に据え置かれている中にありますても、三歳児の職員配置の改善、また、保育人材の処遇の3%の改善、小規模保育の体制強化など、全ての事項を既に実施いたしました。

平成三十年度予算案におきましても、同様の措置を行なうために必要な予算を計上しているところです。

○・三兆円メニューにつきましては、骨太の方針二〇一七におきまして、子ども・子育て支援の重要な存在でいらっしゃって、大変プレッシャーや負担も大きいとは思いますが、やりがいのあるすばらしいお仕事など、そのように感じておられます。

若い世代、これから仕事、進路を考える子供たちに対して、そういう触れ合いう機会をつくっていただきたい、このように思っております。

これまで御答弁いただきましたように、政府には、保育士の人材の確保に向けて、さまざまな支援をしていただいていると認識をしております。

さらに、キャリアアップ研修もある意味ここに含まれているとは思うのですが、保育サービスの質の向上、こちらの方にも引き続き推進をしていくことが重要であると考えております。

そこで、お伺いをいたします。

現在、保育の質の向上に向けた取組、例えば、教育、保育施設等の職員配置の改善ですか、小規模保育の体制強化などの取組についての状況はどうになっているでしょうか。これは内閣府のどのようになっています。

○小野田政府参考人 お伺いをいたします。

○・三兆円のメニューにつきましては、保育人材の処遇の3%の改善、小規模保育の体制強化など、全ての事項を既に実施いたしました。

ニューにつきましては、消費税率が8%に据え置かれている中にありますても、三歳児の職員配置の改善、また、保育人材の処遇の3%の改善、小規模保育の体制強化など、全ての事項を既に実施いたしました。

○加藤(鮎)委員 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、国や地域の宝である子供を育てていくという、親が一義的にそれを担うわけではありませんが、働きながら子育てをする親をサポートする立場から保育のサービスを提供いたたまいたい、このように思います。

○加藤(鮎)委員 ありがとうございます。引き続き、現場の声を大切にしながら、保育人材の確保に向けてこうした処遇改善の取組を進めていただきたい、このように思います。

また、こういった処遇改善の取組にあわせまして、それと同時に、保育士として働くことの魅力ややりがい、これを社会のできるだけ多くの方々に伝えていくことも私は重要であると考えております。政府として、保育士として働くことの魅力を高めるための取組も必要なではないでしょうか。

これにつきまして、今、厚生労働省でやられておる取組なども含めて、お考えなど伺わせていただきます。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

高い使命感と希望を持って保育の道を選んだ方が、誇りとやりがいを持って保育士として活躍していただけるよう、保育人材の処遇改善や

経験に応じた保育士等の処遇改善の仕組みの要件を見直す必要があるのではないかでしょうか。内閣府にお伺いをいたします。

○小野田政府参考人 お答えいたしました。

今年度から実施している技能、経験に応じた四万円等の加算は、保育士等の専門性の向上を図ることとともに、キャリアアップの仕組みを構築していくたままで、賃金水準を引き上げていくために導入したものであり、このため、研修の受講を要件としたところでございます。

ただし、平成二十九年度は、本加算を導入した初年度でもあり、研修の受講要件を課さないこととしております。平成三十年度以降につきまして

も、職員の研修の受講状況等を踏まえ決定することととおりましたが、今般、各園ごとに異なつ

るよう、研修の受講要件につきましては、二〇二一年度までは要件とせず、研修の受講を促進しな

がら、二〇二二年度をめどに必須化を目指すことといたしました。

消費税財源以外の財源により実施することとされている職員体制などの事情により柔軟に対応できるよう、研修の受講要件につきましては、二〇二一年度までは要件とせず、研修の受講を促進しないが、二〇二二年度をめどに必須化を目指すことといたしました。

○・三兆円のメニューにつきましては、保育人材の処遇の3%の改善、小規模保育の体制強化など、全ての事項を既に実施いたしました。

ニューにつきましては、消費税率が8%に据え置かれている中にありますても、三歳児の職員配置の改善、また、保育人材の処遇の3%の改善、小規模保育の体制強化など、全ての事項を既に実施いたしました。

○加藤(鮎)委員 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、国や地域の宝である子供を育てていくという、親が一義的にそれを担うわけではありませんが、働きながら子育てをする親をサポートする立場から保育のサービスを提供いたたまいたい、このように思います。

○加藤(鮎)委員 ありがとうございます。引き続き、現場の声を大切にしながら、保育人材の確保に向けてこうした処遇改善の取組を進めていただきたい、このように思います。

また、こういった処遇改善の取組にあわせまして、それと同時に、保育士として働くことの魅力ややりがい、これを社会のできるだけ多くの方々に伝えていくことも私は重要であると考えております。政府として、保育士として働くことの魅力を高めるための取組も必要なではないでしょうか。

これにつきまして、今、厚生労働省でやられておる取組なども含めて、お考えなど伺わせていただきます。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

高い使命感と希望を持って保育の道を選んだ方が、誇りとやりがいを持って保育士として活躍していただけるよう、保育人材の処遇改善や

経験に応じた保育士等の処遇改善の仕組みの要件を見直す必要があるのではないかでしょうか。内閣府にお伺いをいたします。

○小野田政府参考人 お答えいたしました。

心、安全で健やかに育つことが重要であり、死亡事故等の重大事故はあつてはならないと認識しております。

このため、国いたしましては、重大事故が発生した場合の国への報告の仕組みの整備、報告のあつた事故情報について、事故の背景が見えるようデータベースを内閣府ホームページ上に構築、また、重大事故の防止や事故発生時の対応に関するガイドラインを作成するとともに、重大事故の再発防止のための事後的な検証を実施する際の基本的な考え方や検証の進め方を、地方自治体宛てに通知を発出して周知を行つてはいるところでございます。

また、平成二十八年四月からは、有識者会議におきまして、事故報告の傾向分析や検証報告を提出した自治体からヒアリングを実施し、再発防止策を検討してございます。昨年十二月には、有識者会議での議論を踏まえまして、死亡事故の防止のための注意喚起事項をまとめまして、注意喚起を発出したところございます。今後も、必要に応じまして隨時発信していくこととしてございます。

今後とも、関係省庁や地方自治体と連携して、保育所、幼稚園、認定こども園等における重大事故の発生や再発防止に努めてまいります。

○加藤鮎(委員)

ありがとうございます。今お話をいただいたような保育少し時間も余つていまして、もしお答えいただけるのであれば構いません。通告しておりませんでけれども、今お話をいただいたような保育事故の再発防止に向けた報告や事後検証、こういったことについて、各自治体に、こういふことをやつていくといふに共有をしていかれるという話を、今御答弁の中に含まれていたと思いますけれども、さつくりとでいいんですけども、どんなふうに共有をしていかれるなど、さつぱりで大丈夫ですので、よろしくお願いいたします。

○小野田政府参考人 お答え申し上げます。

例えば、注意喚起事項といったしまして、先ほど

申し上げましたけれども、睡眠中は、一歳以上であります。

おつても子供の発達状況によりあおむけに寝かせること、あるいは、預け始めの子供については特に注意し、きめ細かな見守りが重要であること、こうしたことにつきまして注意喚起を行つてはいるところでございます。

うデータベースを内閣府ホームページ上に構築、また、重大事故の防止や事故発生時の対応に関するガイドラインを作成するとともに、重大事故の再発防止のための事後的な検証を実施する際の基本的な考え方や検証の進め方を、地方自治体宛てに通知を発出して周知を行つてはいるところでございます。

また、平成二十八年四月からは、有識者会議におきまして、事故報告の傾向分析や検証報告を提出した自治体からヒアリングを実施し、再発防止策を検討してございます。昨年十二月には、有識者会議での議論を踏まえまして、死亡事故の防止のための注意喚起事項をまとめまして、注意喚起を発出したところございます。今後も、必要に応じまして隨時発信していくこととしてございます。

今後とも、関係省庁や地方自治体と連携して、保育所、幼稚園、認定こども園等における重大事故の発生や再発防止に努めてまいります。

○加藤鮎(委員) ありがとうございます。今お話をいただいたような保育少し時間も余つていまして、もしお答えいただけるのであれば構いません。通告しておりませんでけれども、今お話をいただいたような保育事故の再発防止に向けた報告や事後検証、こういったことについて、各自治体に、こういふことをやつしていくといふに共有をしていかれる

という話を、今御答弁の中に含まれていたと思いますけれども、さつくりとでいいんですけども、どんなふうに共有をしていかれるなど、さつぱりで大丈夫ですので、よろしくお願いいたします。

○山際委員長 お答えいたしました。

午後一時一分開議

質疑事を進めます。

質疑を続行いたします。

これより午後の立憲民主党・市民クラブの質疑時間に入ります。

これにて立憲民主党・市民クラブの質疑時間は終了いたしました。

これより希望の党・無所属クラブの質疑時間に入ります。

これにて希望の党・無所属クラブの質疑時間は終了いたしました。

これより無所属の会の質疑時間に入ります。

これにて無所属の会の質疑時間は終了いたしました。

これより日本共産党の質疑時間に入ります。

これにて日本共産党の質疑時間は終了いたしました。

これにて立憲民主党・市民クラブの質疑時間は終了いたしました。

これにて無所属の会の質疑時間は終了いたしました。

これより日本共産党の質疑時間に入ります。

これにて日本共産党の質疑時間は終了いたしました。

これにて立憲民主党・市民クラブの質疑時間は終了いたしました。

となどを目的としております。

このため、議員御指摘の子ども・子育て支援のさらなる質の向上を実施するための〇・三兆円メニューとは別のものであり、これらに充当するものではございません。

るこの三千億円についてなんですけれども、これも、大分月日もたちましたし、この三千億円のめどというのはついているんでしょうか。

〇浦野委員 それでは、不足しているとなつていません。

〇加藤鮎(委員) ありがとうございます。

大変、最近の保育サービス、私も、子供をちょっとと夜遅くまでどうしても預けなきやならないときもありたりするんですが、プロの方々は、十五分に一回赤ちゃんと呼吸を確認しながら保育を見守りをする、寝ている赤ちゃんを見守ると

いう、大変プロ意識高く子供たちを見てくれる方々もいる。やはり、それだけ命を預かるというのは大変重たい責任で、気の張るお仕事なんだな、このように思います。

改めて、事故防止をしっかりとやっていくのはもちろんでありますけれども、保育士の方々に対する処遇の改善を力強く訴えさせていただきながら、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

御答弁いただきまして、まことにありがとうございます。

これより日本共産党の質疑時間に入ります。

これにて日本共産党の質疑時間は終了いたしました。

これにて立憲民主党・市民クラブの質疑時間は終了いたしました。

それ以外のメニューで、保育士の給与の改善だ

申し上げましたけれども、睡眠中は、一歳以上であります。

おつても子供の発達状況によりあおむけに寝かせること、あるいは、預け始めの子供については特に注意し、きめ細かな見守りが重要であること、こうしたことにつきまして注意喚起を行つてはいるところでございます。

うデータベースを内閣府ホームページ上に構築、また、重大事故の防止や事故発生時の対応に関するガイドラインを作成するとともに、重大事故の再発防止のための事後的な検証を実施する際の基本的な考え方や検証の進め方を、地方自治体宛てに通知を発出して周知を行つてはいるところでございます。

また、平成二十八年四月からは、有識者会議におきまして、事故報告の傾向分析や検証報告を提出した自治体からヒアリングを実施し、再発防止策を検討してございます。昨年十二月には、有識者会議での議論を踏まえまして、死亡事故の防止のための注意喚起事項をまとめまして、注意喚起を発出したところございます。今後も、必要に応じまして隨時発信していくこととしてございます。

今後とも、関係省庁や地方自治体と連携して、保育所、幼稚園、認定こども園等における重大事故の発生や再発防止に努めてまいります。

○加藤鮎(委員) ありがとうございます。今お話をいただいたような保育少し時間も余つていまして、もしお答えいただければ構いません。通告しておりませんでけれども、今お話をいただいたような保育事故の再発防止に向けた報告や事後検証、こういったことについて、各自治体に、こういふことをやつしていくといふに共有をしていかれる

という話を、今御答弁の中に含まれていたと思いますけれども、さつくりとでいいんですけども、どんなふうに共有をしていかれるなど、さつぱりで大丈夫ですので、よろしくお願いいたします。

○山際委員長 お答えいたしました。

午後一時一分開議

質疑事を進めます。

質疑を続行いたします。

これより午後の立憲民主党・市民クラブの質疑時間に入ります。

これにて立憲民主党・市民クラブの質疑時間は終了いたしました。

これより希望の党・無所属クラブの質疑時間に入ります。

これにて希望の党・無所属クラブの質疑時間は終了いたしました。

これより無所属の会の質疑時間に入ります。

これにて無所属の会の質疑時間は終了いたしました。

これより日本共産党の質疑時間に入ります。

これにて日本共産党の質疑時間は終了いたしました。

これにて立憲民主党・市民クラブの質疑時間は終了いたしました。

となどを目的としております。

このため、議員御指摘の子ども・子育て支援のさらなる質の向上を実施するための〇・三兆円メニューとは別のものであり、これらに充当するものではありません。

るこの三千億円についてなんですけれども、これも、大分月日もたちましたし、この三千億円のめどというのはついているんでしょうか。

〇浦野委員 それでは、不足しているとなつていません。

〇加藤鮎(委員) ありがとうございます。

大変、最近の保育サービス、私も、子供を

ちょっとと夜遅くまでどうしても預けなきやならな

いときもあつたりするんですが、プロの方々は、

十五分に一回赤ちゃんと呼吸を確認しながら保育

を見守りをする、寝ている赤ちゃんを見守ると

いう、大変プロ意識高く子供たちを見てくれる

方々もいる。やはり、それだけ命を預かるという

のは大変重たい責任で、気の張るお仕事なんだ

な、このように思います。

改めて、事故防止をしっかりとやっていくのは

もちろんでありますけれども、保育士の方々に対する

処遇の改善を力強く訴えさせていただきなが

な、このように思います。

御答弁いただきまして、まことにありがとうございます。

○山際委員長 これより午前の立憲民主党・市民

クラブの質疑時間に入ります。

これにて午前の立憲民主党・市民クラブの質

疑時間は終了いたしました。

午後零時十九分休憩

となどを目的としております。

このため、議員御指摘の子ども・子育て支援のさらなる質の向上を実施するための〇・三兆円メニューとは別のものであり、これらに充当するものではありません。

るこの三千億円についてなんですけれども、これも、大分月日もたちましたし、この三千億円のめど

のではございません。

〇浦野委員 それでは、不足しているとなつてい

ません。

〇加藤鮎(委員) ありがとうございます。

大変、最近の保育サービス、私も、子供を

ちょっとと夜遅くまでどうしても預けなきやならな

いときもあつたりするんですが、プロの方々は、

十五分に一回赤ちゃんと呼吸を確認しながら保育

を見守りをする、寝ている赤ちゃんを見守ると

いう、大変プロ意識高く子供たちを見てくれる

方々もいる。やはり、それだけ命を預かるという

のは大変重たい責任で、気の張るお仕事なんだ

な、このように思います。

改めて、事故防止をしっかりとやっていくのは

もちろんでありますけれども、保育士の方々に対する

処遇の改善を力強く訴えさせていただきなが

な、このように思います。

御答弁いただきまして、まことにありがとうございます。

○山際委員長 これより午後の立憲民主党・市民

クラブの質疑時間に入ります。

これにて午後の立憲民主党・市民クラブの質

疑時間は終了いたしました。

午後一時一分開議

とか、そういったことでしっかりと予算をつけていただいているということは私も理解をしておりますので、この三千億の部分、これは約束をされた部分ですから、忘れずにしっかりと手当てをしていただきたいと思っております。

続いて、今回の法案に出てきている主な項目、三つあるんですけれども、そのうちの三つ目の協議会について、ちょっといろいろと質問をしたいと思います。

事業主の拠出金だととか、こういった部分に関しても、我々日本維新の会も、まだ法案の賛否をついていないですけれども、賛成に多分なるとは思ふんですけれども、どうしてもこの協議会の部分だけ、少し、ちょっとひつかかるなというふうに思つております。

まず、この協議会をつくるとした立法事実といふものがあると思うんですけれども、それを一度御説明をいただきたいと思います。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

昨年十一月の規制改革推進会議の第二次答申におけることは、市區町村単位での取組には限界があることを踏まえ、都道府県を中心に、広域的に待機児童対策に取り組むことを促す観点から、協議会を設置することができるとしております。

本法案では、この第二次答申を踏まえ、都道府県が市区町村等と協議する場を設置できる旨が盛り込まれたものと承知しております。

この協議会では、例えば保育園等の広域利用の推進、市區町村における先進事例の横展開について都道府県と関係市區町村等が協議することで、待機児童の解消に向けて、より一層連携して取り組んでいただけることを期待しております。

○浦野委員 十一月二十九日の規制改革推進会議の中でこういったことが答申されたということの中でも私も読みました。

ただ、今現在、地方版の子ども・子育て会議といふものもつくられているところがあります。その上に更に協議会を設置するというのは、私は、同じようなものを二つつくって何の意味があるのかなどいうふうに疑問に思つているんですけども、その点についてはいかがですか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

現行の都道府県子ども・子育て会議では、保育に限らず、社会的養育、児童虐待防止、一人親家庭等の自立支援、障害児施策等も含め、広く都道府県の子ども・子育て支援施策の方針等を審議することとされています。

一方で、本法案に盛り込んでいる協議会では、都道府県が市區町村の待機児童解消の取組を支援することに特化して協議を行うこととしております。

このため、子ども・子育て支援に係る多くの関係団体や学識経験者が構成員となっている都道府県子ども・子育て会議とは異なり、この協議会は、都道府県と当事者である関係市區町村が必ず参加することとした上で、当該市區町村の待機児童の解消のための施策について、主に実務者レベルで協議するものでございます。

また、恒久的な措置として本則に規定している都道府県子ども・子育て会議とは異なり、この協議会は、経過的な規定として附則に位置づけることとしております。

このように、協議会は、趣旨や協議内容が都道府県子ども・子育て会議とは異なるものであり、都道府県と市區町村がより一層連携して、待機児童解消に向けた取組を実施するために役立つものと考えております。

この協議会では、例えば保育園等の広域利用の推進、市區町村における先進事例の横展開について都道府県と関係市區町村等が協議することで、待機児童の解消に向けて、より一層連携して取り組んでいただけることを期待しております。

○浦野委員 この法案のヒアリングをしたときに、答申の中に、地方の意見を聞いたということについて、どこの都道府県が主に言つているのかと聞くと、何個かあるうちの一つが東京都で、その東京都がやはりこういった仕組みをつくってほしいという声を上げていて、それを受けた答申をつくりた。その答申を出した後すぐに、小池都知事も記

ただ、今現在、地方版の子ども・子育て会議といふものもつくられているところがあります。それは、待機児童が一番多い東京都で上乗せ基準を独自にやつていて、本当は最低基準まで基準を考えればもっと子供を保育園に入れられるんじゃないかという考え方があつて、東京都はそれを各区にやつてもらいたい。しかし、各区は、上乗せ基準は独自で、もちろん地方自治の範囲で予算を自分たちで組んでやつてあるものだから、それはやらない。

しかし、待機児童はたくさんいて、保育園をどんどんつくらないと待機児童が解消しない。都是、認証保育園とかいろいろな、あの手この手で待機児童解消を図つてあるけれども、上乗せ基準などで、もつと子供が入ることができるにもかかわらず入れていない区に、恐らくそういうふうな京都から指示というか調整をしたいというふうな思惑があつて、こういったことをおっしゃつたんだろうと私は思つているんですね。

この答申を受けて、新しい経済政策パッケージというところで、待機児童数が隣接する市町村間で偏りがあることを踏まえ、都道府県が市區町村を越えた保育施設の利用を調整する法的仕組みを強化するなどの待機児童解消に向けた制度改革を行つ、こういうふうに、わざわざ、都道府県が市町村を越えたというふうに書いてあるんですね。

ということは、協議会で話合いをして、都道府県が主導的にそういうた仕組みをつくっていくといふふうに私は思つてゐるんです。

答申の中にも、実効的なものとするためにといふ文言が含まれております。これはまさに、こういった関係のものを読めば、要は、都道府県が主体になつて、決定権を持つてしまつて、そういうものを決めていくことなどが読み取れると思つてゐるんです。

ところが、この協議会は、お聞きすると、どうも決める権限を単独では与えていないというふうな説明なんですか？ その点はいかがで

しょうか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

者は会見で、都としても歓迎したいというようなコメントもしております。

要は、待機児童が一番多い東京都で上乗せ基準を独自にやつていて、本当は最低基準まで基準を構築するとともに、都道府県は、保育の提供を行つ市區町村に対して必要な助言及び適切な援助を行つこととされております。

本法案では、こうした都道府県と市區町村の役割を踏まえ、都道府県が市區町村等と協議する場を設置できることとして、市區町村の待機児童解消のための取組に対する都道府県の支援をより実効的なものとするとともに、待機児童の解消に向けて、都道府県と市區町村がより一層連携して取り組むことを期待しているところでござります。

○浦野委員 今の説明ですと、市區町村の言うことを尊重するというふうに聞こえたんですけども、それでよろしいですか？

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のとおり、市區町村の権限が変わるものではございません。

○浦野委員 ということは、この協議会の中で議論していくだくと期待をされているさまざまなお法は、実は今でもできるんですね。例えば市區町村の枠を超えて保育園に入園をするなどか、そういうふうなことは、今でも制度上できます。市區町村同士がちゃんと話合いをすればできるんですね。

もちろん、今、法律等で、仕組みで規定されて

いること以外のことを、じゃ、この協議会でやれ

るのかというと、それはできないということです。

これが、市區町村の待機児童解消の取組に対するものであります。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

市區町村の待機児童解消の取組に対する都道府県の支援が不十分という指摘があることも踏まえて、待機児童解消に特化した協議会を法律に位置づけ、都道府県による支援をより実効的なものにすることとしているところでございます。

この協議会を通じて、例えば待機児

機児童を受け入れる際の協定の締結や、各地域ごとに必要な人材確保の状況を分析し、それに応じ組むことが期待されているところでございます。

○浦野委員 都道府県の取組が少ないということです、それは当然そうですね。保育の事業主体は市町村ですから、国からの補助金も都道府県を通じて市町村に行つて、そして保育所とかに行つてますから。

都道府県の果たす役割というのは非常に、ともども権限的に少ないのでしょうし、今は特に地方分権で監査機能も都道府県から市町村へ移つていつているところもたくさん、まあ、私の地元の大坂なんかでは特にそうですねけれども、市町村にどんどん権限移譲して、監査も全て市町村がやつています。そうやってどんどん権限移譲して市町村へ権限を移したからこそ、都道府県の役割というのは非常に少なくなりました。だから、今おつしやつたようなことというのは、ちょっとよく、なぜそれと言うのかというのはよくわかりませんけれども。

例えば協議会の中で、都道府県が広域的な観点からやつてほしいけれども、市町村が結果的にはやつてくれないとなったときは、それはもうできないということで、話は終わりだということどころしいですか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

都道府県の方からも本協議会の設置を検討しているといつたような声もいただいておりまして、待機児童の解消を促進する方策として期待されて国といたしましても、都道府県と関係市・区・町村が協議会を通じてより一層連携し、待機児童解消の取組が進められるよう、協議会に想定される役割や協議会を設置した場合のメリット等の周知などを通じて支援してまいりたいと考えております。

○浦野委員 協議会をつくったときのメリットつ

て今おつしやつたんですけれども、恐らく、その中には加算をするというのも含まれているんだと思うんです。

もともと、そういうことがしっかりと都道府県、市町村でやりとりできているところは、わざわざ協議会をつくらなくてもやつてていると思ふんですね。ところが、そうじゃないからこそ、この答申で、協議会をつくつて決めさせてほしいと。まあ、都道府県が市町村にいろいろと口を出させてほしいということなんじゃないのかと、いうふうに私は思っているんですけども。

制度的にそういうことができないというのであれば、協議会の意味は「五%加算がある」ということだけでも、それは確かに市町村は助かりますけれども、それが待機児童の解消にどれだけ寄与するのかというのが、非常に私は懐疑的なんです。

というのは、やはり同じ権限というか、市町村に保育の事業は権限がしっかりと移されていますから、市町村がやらないと言つたら、もうできません。そこはやつてますから、正直、さつきも言いましたけれども、五%加算だけが欲しいなどいところは出てくるとは思います。でも、もともとやれているところが手を挙げて、協議会をわざと立ち上げて五%加算をもらうということは多分できると思いますけれどもね。本当にこの制度、大丈夫かな?と思います。

まあ、でも、国もいろいろと考えてこの協議会をやるということですから、それはまたしっかりと、どういう結果になるのかも見ていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

更に言えば、もともと仲の悪い都道府県と市町村もあるわけですから、こういった協議会を立ち上げることやらできない可能性の方が大きいところもあります。

そういうところがよく待機児童が多い地域と

いうことも、たまたま偶然かどうかわかりませんけれども、そういう現状がありますので、この協議会に実効性を持たそうと思えば、どちらかに

しつかりとした権限を、恐らくこの答申の中では

無理だ、要らないという考え方でよろしいですか。

○成田政府参考人 お答えを申し上げます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

村、都道府県の役割を前提とした上で、協議会で例えば協議される具体的な施策例として、先ほども申し上げましたような、市場を越えた保育所等の広域的な利用の推進ですとか、賃借方式での保育所整備等の先進事例の横展開などといったようなことについて協議をしていただいて、関係市・区町村と都道府県が一層連携していくだけで、待機児童の解消の取組が進められるよう期待しているところでございます。

○浦野委員 実際に、私は大阪ですから、大阪の自分の地元の地域のことを当てはめて考えますけれども、まあ正直、要らないなと思ってます、この協議会は、なくとも今でもできますし、やれども、それが待機児童の解消にどれだけ寄与するところはやつてますから、正直、さつきも言いましたけれども、五%加算だけが欲しいなどいところは出てくるとは思います。でも、もともとやれているところが手を挙げて、協議会をわざと立ち上げて五%加算をもらうということは多分できると思いますけれどもね。本当にこの制度、大丈夫かな?と思います。

まあ、でも、国もいろいろと考えてこの協議会をやるということですから、それはまたしっかりと、どういう結果になるのかも見ていきたいと思

いますので、よろしくお願いをいたします。

もう一つ、きょうは佐藤茂樹委員からも指摘がありましたが、やはり質の担保ですね。質の確保、この保育の質というのをやはり確保するのはなかなか大変ですので、こういったこともこれからまだ、この内閣委員会もそうですが、厚生労働委員会でも、厚生労働委員会も私が立つことにならぬかと思います。

ただ、この内閣委員会もそうですが、厚生労働委員会でも、厚生労働委員会も私が立つことにならぬかと思います。

本日は、どうもお疲れさまでした。

○山際委員長 これより自由党の質疑時間に入ります。

これにて自由党の質疑時間は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

第六十六条の二 第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額(以下「施設型給付費等負担対象額」という)であつて、満三歳未満保育認定子ども(第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども)のうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ)に係るものについては、その額の六分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額(次条第一項及び第六十八条第一項において「拠出金充当額」という)を第六十九条第一項に規定する拠出金をもつて充てる。

2 全国的な事業主の団体は、前項の割合に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

第六十七条第一項中「国及び都道府県が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額(次条第一項において「施設型給付費等負担対象額」という)」を「施設型給付費等負担対象額」に改める。

第六十八条第一項中「施設型給付費等負担対象額の二分の一を負担する」を「施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担す

る額及び拠出金充當額を合算した額を交付する」に改める。

第六十九条第一項中「拠出金対象児童手当費用」という。の下に、「第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用(施設型給付費等負担対象額のうち、満三歳未満保育認定子どもに係るものに相当する費用に限る。次条第二項において「拠出金対象施設型給付費等費用」といふ。)」を加える。

第七十条第一項中「拠出金対象児童手当費用」の下に、「拠出金対象施設型給付費等費用」を加え、「第六十八条第二項」を「第六十八条第一項の規定により国が負担する額(満三歳未満保育認定子どもに係るものに限る。)」、同条第二項に、「千分の二・五」を「千分の四・五」に改める。

附則に次の二条を加える。

(保育充実事業)

第十四条 保育の実施への需要が増大しているものとして内閣府令で定める要件に該当する市町村(以下この条において「特定市町村」という。)は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るために、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する事業であつて内閣府令で定めるもの(以下この条において「保育充実事業」という。)のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該市町村子ども・子育て支援事業計画に従つて当該保育充実事業を行うことができる。

2 特定市町村以外の市町村(次項及び第四項において「事業実施市町村」という。)は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るために、必要があるときは、保育充実事業のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該市町村子ども・子育て支援事業計画に従つて当該保育充実事業を行うことができる。

3 国は、保育充実事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育充実事業に要す

る費用の一部を補助することができる。

4 特定市町村又は事業実施市町村を包括する都道府県は、保育充実事業その他の保育の需要に応するための特定市町村又は事業実施市町村の取組を支援するため、小学校就学前子ども保育に係る子ども・子育て支援に関する施策で、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて協議するため、内閣府令で定めるところにより、当該都道府県、当該特定市町村又は事業実施市町村その他の関係者により構成される協議会を組織することができる。

5 内閣総理大臣は、第一項又は前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

附 則

1 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

(特別会計に関する法律の一部改正)

2 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第百八条中「平成二十四年法律第六十五号」による」の下に「子どものための教育・保育給付」を加える。

第一百十一条第五項第二号中トをチとし、ロからハまでをハからトまでとし、イの次に次のように加える。

口 子どものための教育・保育給付交付金(子ども・子育て支援法第六十八条第一項の規定による交付金をいう。以下同じ。)及びこれに関する諸費

(子ども・子育て支援法第六十八条第一項の規定による交付金をいう。以下同じ。)及びこれに関する諸費

第三百十三条第三項中「子ども・子育て支援法

の下に「第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用で同法第六十八条第一項の規定により国庫が負担するもの、子ども

のための教育・保育給付交付金に關する諸費で国庫が負担するもの、同法」を加え、「第百十

一条第五項第一号ホ」を「第百十一条第五項第二号ヘ」に改める。

第百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金」の下に、「子どものための教育・保育給付交付金」を加える。

「百二十条第二項第三号中「金額」の下に「子どものための教育・保育給付交付金の額及び」を加え、「及び第百十一条第五項第二号ホ」を「子どものための教育・保育給付交付金に關する諸費に係る国庫負担金の額及び」に改める。

附則第三十一條の二中「同項第二号ホ」を「同項第二号ヘ」に、「に係る国庫負担金の額」とあるのは「に係る国庫負担金の額」を「の合計額」とあるのは「に係る国庫負担金の額」を「の合計額」に改め、「による国庫負担金の額」の下に「の合計額」を加える。

附則第三十一條の三及び第三十二条の四中「同号ホ」を「同号ヘ」に改め、「並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費」を削り、「並びに子ども・子育て支援交付金」を「」と、「及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは「」に「に係る国庫負担金の額」とあるのは「に係る国庫負担金の額」を「の合計額」とあるのは「に改め、「による国庫負担金の額」の下に「の合計額」を加える。

附則第三十二条の四の次に次の二条を加える。

3 前項の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十年度の予算から適用し、平成二十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

措置

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置による補助金)とする。

子ども・子育て支援法附則第十四条第三項の規定による補助金」とする。

会計から子ども・子育て支援勘定に繰り入れるものとする。この場合における第百二十条第二項第三号の規定の適用については、同号中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは、「子ども・子育て支援交付金の額及び

子ども・子育て支援勘定に繰り入れるものとする。この場合における第百二十条第二項第三号の規定の適用については、同号中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは、「子ども・子育て支援交付金の額及び

子ども・子育て支援勘定への繰入額

により、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項に規定する保育充実事業に要する費用で国庫が補助するものに相当する額は、一般

で国庫が補助するものに相当する額は、一般

平成三十年四月五日印刷

平成三十年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者
国立印刷局

F